

新旧対照表

○給水装置工事設計施行基準・解説

新	旧
<p data-bbox="418 701 1249 758">給水装置工事設計施行基準・解説</p> <p data-bbox="691 1140 973 1178">令和7年4月1日</p> <div data-bbox="284 1409 1380 1551"><p>神奈川県営上水道条例第15条第2項に定める工法、工期その他の条件、及び第16条に定める給水管、給水用具の構造、材質の指定については、本基準によるものとします。 また、本基準は水道法、条例の改正等により適宜改正しますので、内容については最寄りの営業所に確認してください。</p></div> <p data-bbox="670 1707 991 1755">神奈川県企業庁</p>	<p data-bbox="1694 701 2525 758">給水装置工事設計施行基準・解説</p> <p data-bbox="1967 1140 2249 1178">令和6年4月1日</p> <div data-bbox="1561 1409 2656 1551"><p>神奈川県営上水道条例第15条第2項に定める工法、工期その他の条件、及び第16条に定める給水管、給水用具の構造、材質の指定については、本基準によるものとします。 また、本基準は水道法、条例の改正等により適宜改正しますので、内容については最寄りの営業所に確認してください。</p></div> <p data-bbox="1947 1707 2267 1755">神奈川県企業庁</p>

新	旧
<p>第2章 給水装置工事</p> <p>2・2 給水装置工事の施行</p> <p>[解説] 1・4「管理者の施行」で規定される工事は除く。 水道法第16条の2第3項の「国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更」については、指定給水装置工事業業者以外の者でも施行できるものとする。</p> <p>(参考) 給水装置の軽微な変更 国土交通省令（水道法施行規則第13条）に定める軽微な変更とは、単独水栓の取替及び補修、並びにこま、パッキン等の給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替（配管を伴わないものに限る）をいう。</p> <p>2・3 給水装置の構造及び材質の基準</p> <p>[解説] (参考) 水道法施行令 第6条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）で定める。</p> <p>第3章 給水装置工事の基本計画</p> <p>3・3 給水方式の決定</p> <p>3・3・1 直結式給水</p> <p>[解説] 1について； 本管の供給能力とは、口径、水量、水圧等をいう。なお、本管の水圧を調査する必要がある場合は、「水圧調査依頼書（様式-3の4）」により営業所に依頼することができる。 詳細については、3・6「直結直圧式給水方式」、3・7「直結増圧式給水方式」を参照のこと。</p>	<p>第2章 給水装置工事</p> <p>2・2 給水装置工事の施行</p> <p>[解説] 1・4「管理者の施行」で規定される工事は除く。 水道法第16条の2第3項の「厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更」については、指定給水装置工事業業者以外の者でも施行できるものとする。</p> <p>(参考) 給水装置の軽微な変更 厚生労働省令（水道法施行規則第13条）に定める軽微な変更とは、単独水栓の取替及び補修、並びにこま、パッキン等の給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替（配管を伴わないものに限る）をいう。</p> <p>2・3 給水装置の構造及び材質の基準</p> <p>[解説] (参考) 水道法施行令 第6条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p> <p>第3章 給水装置工事の基本計画</p> <p>3・3 給水方式の決定</p> <p>3・3・1 直結式給水</p> <p>[解説] 1について； 本管の供給能力とは、口径、水量、水圧等をいう。なお、本管の水圧を調査する必要がある場合は、「水圧調査依頼書（様式-4の5）」により営業所に依頼することができる。 詳細については、3・6「直結直圧式給水方式」、3・7「直結増圧式給水方式」を参照のこと。</p>

3・5 給水管の口径決定

3・5 給水管の口径決定

3・5・1 口径の決定基準

3・5・1 口径の決定基準

1 給水管の口径は、給水用具の標高差と計画使用水量に対する総損失水頭及び余裕水頭を加えたものが、給水管を分岐する又は給水管が分岐された配水管の設計水圧を水頭に換算した値以下となるよう水理計算により決定する。

給水管の口径は、給水用具の標高差と計画使用水量に対する総損失水頭及び余裕水頭を加えたものが、給水管を分岐する、又は給水管が分岐された配水管の設計水圧を水頭に換算した値以下となるよう水理計算により決定する。

2 設計水圧とは、管理者が定める配水管の水圧をいい、次表によること。

表3-5-1 設計水圧 (単位: MPa)

本管最小動水圧	設計水圧
$0.40 \leq P$	0.35
$0.35 \leq P < 0.40$	0.30
$0.25 \leq P < 0.35$	0.25
$0.15 \leq P < 0.25$	0.15
$P < 0.15$	実測水圧

3・5・2 口径決定計算の方法

3・5・2 口径決定計算の方法

2 各種給水用具の損失水頭は、製造会社の資料等を参考にするとともに、次表によること。

2 各種給水用具の損失水頭は、製造会社の資料等を参考にするとともに、次表によること。

表3-5-2 用具損失水頭の直管換算長

(単位:m)

種別 口径(mm)	栓類		水道メーター	給水栓
	ボールタップ等	分水栓, 止水栓等 (※)		
13	3.0	1.5	4.0	3.0
20	8.0	2.0	11.0	8.0
25	9.0	3.0	15.0	8.0
40	21.0	6.0	26.0	
50	25.0	8.0	35.0	

※サドル付分水栓、乙止水栓、埋設用青銅仕切弁、メーターバルブ等をいう。
※割T字管の換算長は0mとする。

表3-5-1 用具損失水頭の直管換算長

(単位:m)

種別 口径(mm)	栓類		水道メーター	給水栓
	ボールタップ等	分水栓, 止水栓等 (※)		
13	3.0	1.5	4.0	3.0
20	8.0	2.0	11.0	8.0
25	9.0	3.0	15.0	8.0
40	21.0	6.0	26.0	
50	25.0	8.0	35.0	

※サドル付分水栓、乙止水栓、埋設用青銅仕切弁、メーターバルブ等をいう。
※割T字管の換算長は0mとする。

[解説]

- 1 について;
(2) ヘーゼン・ウィリアムス公式 (口径 75 mm 以上の場合)
注2) 設計水圧は、表3-5-1 「設計水圧」とする。

[解説]

- 1 について;
(2) ヘーゼン・ウィリアムス公式 (口径 75 mm 以上の場合)
注2) 設計水圧は、0.15 MPa とする。また、3階直結直圧式給水可能区域については0.25 MPa とする。

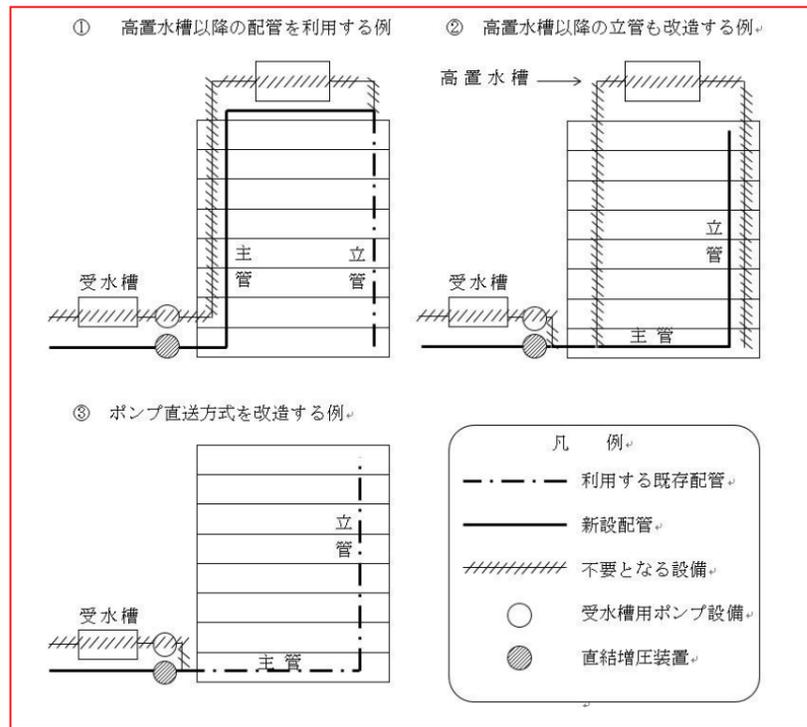
新	旧
<p>3・6 直結直圧式給水方式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>直結直圧式とは、本管の水量、水圧等の供給能力の範囲で、末端給水用具まで給水する方式をいう。直結直圧式の場合、<u>設計水圧</u>及び給水する高さの範囲で水理計算上可能なものに適用する。<u>なお、水理計算方法は3・5・2「口径決定計算の方法」による。</u></p> <p>また、既設建物において、既設配管をそのまま使用し直結式給水を希望する場合は、3・10「給水方式の切替」による。</p> </div> <p>[解説] 設計水圧を調査する必要がある場合は、「水圧調査依頼書（<u>様式-3の4</u>）」により営業所に依頼することができる。</p> <p>専用住宅及び共同住宅以外の建物で直結直圧式給水を希望する場合は、3・3・2「受水槽式給水」における適用範囲を勘案の上、「<u>直結（直圧・増圧）式給水条件承諾書（新設・切替）（様式-3）</u>」により、申込者に対してその内容を十分説明し、承諾を得ること。</p> <p>3・6・2 適用範囲</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><u>3階直結直圧式給水方式を適用する範囲は、専用住宅、共同住宅、店舗併用住宅、店舗併用共同住宅、事務所ビルで、次の条件を満たす場合とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本管の年間最小動水圧が0.25MPa以上で、口径75mm以上<u>または管網形成をしている口径50mmの管</u>からの分岐とし、かつ水理計算の結果、最高水栓の余裕水頭が5.0m以上確保できるもの。 2 次の場合は、<u>行き止まり管</u>の口径50mmの本管から分岐できるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理者所有の本管から分岐すること、又は分岐されていること。 (2) 専用住宅（二世帯住宅含む）の申込であること。 (3) 水理計算は、口径75mm以上の分岐箇所から行い、その結果、最高水栓の余裕水頭が5.0m以上確保でき、かつ本管の水量水圧が確保されていること。 3 1棟の1日最大使用水量は44m³/日以下、親メーター口径40mm以下とする。 </div> <p>3・6・3 配管及び水道メーター</p> <p><3階直結直圧式給水計算例></p> <p>[例-1] 共同住宅および店舗併用共同住宅（直読式）</p> <p>①計算条件</p> <p><u>・設計水圧は、0.25MPaとする。</u></p> <p>[例-2] 共同住宅および店舗併用共同住宅（直読式、親メーターなしの場合）</p> <p>①計算条件</p> <p><u>・設計水圧は、0.25MPaとする。</u></p> <p>[例-3] 口径50mmから分岐の場合</p> <p>①計算条件</p> <p><u>・設計水圧は、0.25MPaとする。</u></p>	<p>3・6 直結直圧式給水方式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>直結直圧式とは、本管の水量、水圧等の供給能力の範囲で、末端給水用具まで給水する方式をいう。直結直圧式の場合、<u>管理者が定める本管の水圧</u>及び給水する高さの範囲で水理計算上可能なものに適用する。また、既設建物において、既設配管をそのまま使用し直結式給水を希望する場合は、3・10「給水方式の切替」による。</p> </div> <p>[解説] 設計水圧を調査する必要がある場合は、「水圧調査依頼書（<u>様式-4の5</u>）」により営業所に依頼することができる。</p> <p>専用住宅及び共同住宅以外の建物で直結直圧式給水を希望する場合は、3・3・2「受水槽式給水」における適用範囲を勘案の上、「<u>直結直圧式給水条件承諾書（様式-4）</u>」により、申込者に対してその内容を十分説明し、承諾を得ること。</p> <p>3・6・2 適用範囲</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><u>専用住宅、共同住宅、店舗併用住宅、店舗併用共同住宅、事務所ビルで3階直結直圧式給水方式を適用する範囲は、次の条件を満たす場合とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本管の年間最小動水圧が0.25MPa以上で、口径75mm以上の管からの分岐とし、かつ水理計算の結果、最高水栓の余裕水頭が5.0m以上確保できるもの。 2 次の場合は、口径50mmの本管から分岐できるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理者所有の本管から分岐すること、又は分岐されていること。 (2) 専用住宅（二世帯住宅含む）の申込であること。 (3) 水理計算は、口径75mm以上の分岐箇所から行い、その結果、最高水栓の余裕水頭が5.0m以上確保でき、かつ本管の水量水圧が確保されていること。 <p>なお、水理計算方法は3・5・2「口径決定計算の方法」による。</p> 3 1棟の1日最大使用水量は44m³/日以下、親メーター口径40mm以下とする。 </div> <p>3・6・3 配管及び水道メーター</p> <p><3階直結直圧式給水計算例></p> <p>[例-1] 共同住宅および店舗併用共同住宅（直読式）</p> <p>①計算条件</p> <p>[例-2] 共同住宅および店舗併用共同住宅（直読式、親メーターなしの場合）</p> <p>①計算条件</p> <p>[例-3] 口径50mmから分岐の場合</p> <p>①計算条件</p>

新	旧										
<p>[例ー 4] 共同住宅および店舗併用共同住宅（直読式、親メーターなしの場合） ①計算条件 ・設計水圧は、<u>0.25MPa とする。</u></p> <p>[例ー 5] 共同住宅および店舗併用共同住宅（直読式、親メーターなしの場合） ①計算条件 ・設計水圧は、<u>0.25MPa とする。</u></p> <p>3・7 直結増圧式給水方式</p> <p>3・7・1 適用範囲</p> <div data-bbox="231 682 1433 829" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>6 分岐する本管口径は、<u>原則</u> $\phi 100$ mm以上とし、必要引込管の2倍以上の口径を有する本管から取り出すものとする。<u>ただし、所管する営業所との事前協議を行い、「分岐可」の回答があった場合はこの限りではない。</u></p> </div> <p>[解 説] <u>6について； 1日最大使用水量が80 m³/日（100戸）以下の共同住宅に限り、既設管に影響がない場合は、本管口径100mmから取り出せるものとする。</u></p> <p>3・7・3 給水管口径の決定</p> <div data-bbox="231 1123 1433 1333" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 給水管の口径は、所定の増圧給水設備で増圧した際に、最上階の管末給水栓の余裕水頭が5.0m以上となるよう決定すること。損失水頭の計算に当たっては、$\phi 50$mm以下はウェストン公式を、$\phi 50$mmを越えるものについてはヘーゼン・ウィリアムス公式を使用すること。</p> <p>2 上限流速は、原則として2.0m/sec以下とする。</p> <p>3 設計水圧は、<u>表3-5-1「設計水圧」とする。</u></p> </div> <p>3・7・8 水道メーター</p> <p><戸数から同時使用水量を予測する算定式による 水理計算例> (4) 設計水圧 ・設計水圧は、<u>表3-5-1「設計水圧」とする。</u></p>	<p>[例ー 4] 共同住宅および店舗併用共同住宅（直読式、親メーターなしの場合） ①計算条件</p> <p>[例ー 5] 共同住宅および店舗併用共同住宅（直読式、親メーターなしの場合） ①計算条件</p> <p>3・7 直結増圧式給水方式</p> <p>3・7・1 適用範囲</p> <div data-bbox="1507 682 2709 829" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>6 分岐する本管口径は$\phi 100$ mm以上とし、必要引込管の2倍以上の口径を有する本管から取り出すものとする。 ただし、1日最大使用水量が80 m³/日（100戸）以下の共同住宅に限り、既設管に影響がない場合は、本管口径100mmから取り出せるものとする。</p> </div> <p>[解 説]</p> <p>3・7・3 給水管口径の決定</p> <div data-bbox="1507 1123 2709 1333" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 給水管の口径は、所定の増圧給水設備で増圧した際に、最上階の管末給水栓の余裕水頭が5.0m以上となるよう決定すること。損失水頭の計算に当たっては、$\phi 50$mm以下はウェストン公式を、$\phi 50$mmを越えるものについてはヘーゼン・ウィリアムス公式を使用すること。</p> <p>2 上限流速は、原則として2.0m/sec以下とする。</p> <p>3 設計水圧は、次表のとおりとすること。</p> <p style="text-align: center;">表3-7-2 設計水圧</p> <table border="1" data-bbox="1706 1339 2502 1528" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>配水管の最小動水圧</th> <th>設計水圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.3MPa以上</td> <td>0.3MPa</td> </tr> <tr> <td>0.3MPa未満0.25MPa以上</td> <td>0.25MPa</td> </tr> <tr> <td>0.25MPa未満</td> <td>0.15MPa</td> </tr> <tr> <td>0.15MPa未満</td> <td>実測水圧</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>3・7・8 水道メーター</p> <p><戸数から同時使用水量を予測する算定式による 水理計算例> (4) 設計水圧 ・配水管の最小動水圧が0.3MPa以上の場合は、設計水圧を0.3MPaとする。 ・配水管の最小動水圧が0.25MPa以上0.3MPa未満の場合は、設計水圧を0.25MPaとする。 ・配水管の最小動水圧が0.25MPa未満の場合（3直不可能地域）は、設計水圧を0.15MPaとする。 ・配水管の最小動水圧が0.15MPa未満の場合（配水池直下等）は、実測水圧を設計水圧とする。</p>	配水管の最小動水圧	設計水圧	0.3MPa以上	0.3MPa	0.3MPa未満0.25MPa以上	0.25MPa	0.25MPa未満	0.15MPa	0.15MPa未満	実測水圧
配水管の最小動水圧	設計水圧										
0.3MPa以上	0.3MPa										
0.3MPa未満0.25MPa以上	0.25MPa										
0.25MPa未満	0.15MPa										
0.15MPa未満	実測水圧										

新	旧								
<p><居住人数から同時使用水量を予測する算定式による 水理計算例> (4) 設計水圧 ・設計水圧は、表3-5-1「設計水圧」とする。</p> <p><水理計算例> 事務所ビルの場合（5階建て床面積3,000㎡の事務所ビルに直結増圧給水を行う場合） (5) 設計水圧 ・設計水圧は、表3-5-1「設計水圧」とする。</p> <p>3・7・9 申請</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5 事前協議書の写し、「<u>直結（直圧・増圧）式給水条件承諾書（新設・切替）</u>」（様式-3）及び「水理計算確認書」（様式-3の3）を提出すること。 7 同口径の増圧給水設備（増圧ポンプ）のみの取替については、「増圧給水設備（ポンプ）取替届出書」（様式-7の2）に必要書類を添付し届出ること。届出書の提出にあたっては、ポンプ性能や逆流防止設備の種別、設置位置などについて事前に水道営業所の確認を受けること。</p> </div> <p>3・7・12 増圧給水設備設置の猶予</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 給水管の口径の決定 (3) 設計水圧は、表3-5-1「設計水圧」とする。</p> </div> <p>8 申請 (3) 事前協議書の写し、水理計算書、水理計算確認書（様式-3の3）、増圧給水設備設置の猶予条件承諾書（様式-3の2）を提出すること。</p>	<p><居住人数から同時使用水量を予測する算定式による 水理計算例> (4) 設計水圧 ・配水管の最小動水圧が0.3MPa以上の場合は、設計水圧を0.3MPaとする。 ・配水管の最小動水圧が0.25MPa以上0.3MPa未満の場合は、設計水圧を0.25MPaとする。 ・配水管の最小動水圧が0.25MPa未満の場合（3直不可能地域）は、設計水圧を0.15MPaとする。 ・配水管の最小動水圧が0.15MPa未満の場合（配水池直下等）は、実測水圧を設計水圧とする。</p> <p><水理計算例> 事務所ビルの場合（5階建て床面積3,000㎡の事務所ビルに直結増圧給水を行う場合） (5) 設計水圧 ・配水管の最小動水圧が0.3MPa以上の場合は、設計水圧を0.3MPaとする。 ・配水管の最小動水圧が0.25MPa以上0.3MPa未満の場合は、設計水圧を0.25MPaとする。 ・配水管の最小動水圧が0.25MPa未満の場合（3直不可能地域）は、設計水圧を0.15MPaとする。 ・配水管の最小動水圧が0.15MPa未満の場合（配水池直下等）は、実測水圧を設計水圧とする。</p> <p>3・7・9 申請</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5 事前協議書の写し、「<u>直結増圧式給水条件承諾書</u>」（様式-4の2）及び「水理計算確認書」（様式-4の4）を提出すること。 7 同口径の増圧給水設備（増圧ポンプ）のみの取替については、「増圧給水設備（ポンプ）取替届出書」（様式-8の2）に必要書類を添付し届出ること。届出書の提出にあたっては、ポンプ性能や逆流防止設備の種別、設置位置などについて事前に水道営業所の確認を受けること。</p> </div> <p>3・7・12 増圧給水設備設置の猶予</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 給水管の口径の決定 (3) 設計水圧は表3-7-3「<u>増圧猶予における設計水圧</u>」に基づくこと。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>表3-7-3 増圧猶予における設計水圧</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>本管最小動水圧(MPa)</th> <th>設計水圧(MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$0.30 \leq P < 0.35$</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>$0.35 \leq P < 0.40$</td> <td>0.30</td> </tr> <tr> <td>$0.40 \leq P$</td> <td>0.35</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>8 申請 (3) 事前協議書の写し、水理計算書、水理計算確認書（様式-4の4）、増圧給水設備設置の猶予条件承諾書（様式-4の3）を提出すること。</p>	本管最小動水圧(MPa)	設計水圧(MPa)	$0.30 \leq P < 0.35$	0.25	$0.35 \leq P < 0.40$	0.30	$0.40 \leq P$	0.35
本管最小動水圧(MPa)	設計水圧(MPa)								
$0.30 \leq P < 0.35$	0.25								
$0.35 \leq P < 0.40$	0.30								
$0.40 \leq P$	0.35								

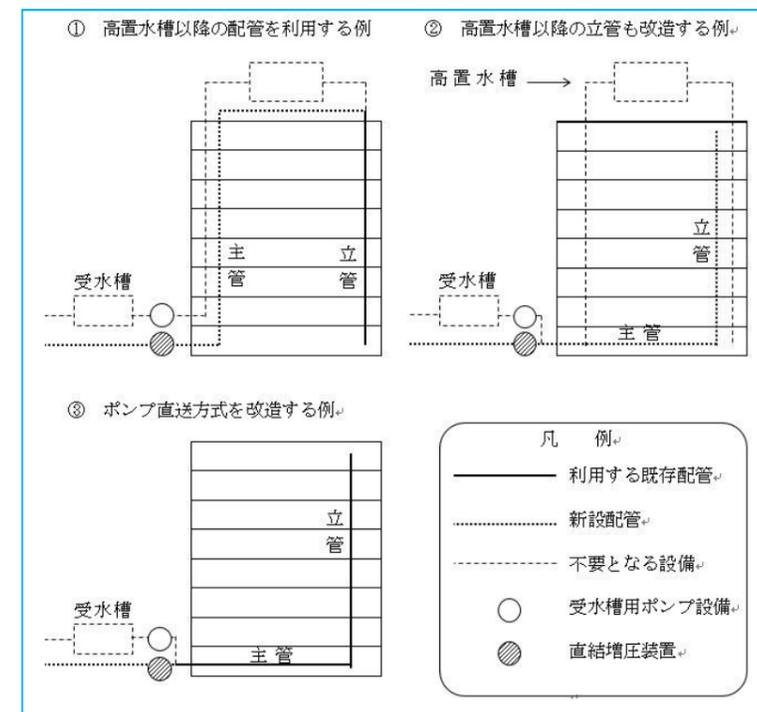
新

図3-7-8 既存施設の改造例



旧

図3-7-8 既存施設の改造例



3・8 受水槽式給水方式

3・8・4 構造及び配管

8 必要最小限（1～2栓）の直送用（受水槽上流側）の水栓を取引メーター以降に限り設置することができる。ただし、共同住宅等で各戸検針を実施し、震災時の飲料水とする目的で非常用給水栓（受水槽下流側）を設置する場合は、鍵付の給水栓とし「確約書」（様式-9）を提出すること。

3・8・5 設計図

- 2 受水槽以下の図面については、次の事項に従うこと。
- （1）使用材料及び構造等が分かるように、図面（配管図等）を提出すること。
 - （2）図面（配管図等）の作成は、図3-8-5「図面作成例」および4・2・1「設計図の作成」によること。
 - （3）各階の戸数が把握できること。

[解説]

2について； 図面（配管図等）の提出

3・8 受水槽式給水方式

3・8・4 構造及び配管

8 必要最小限（1～2栓）の直送用（受水槽上流側）の水栓を取引メーター以降に限り設置することができる。ただし、共同住宅等で各戸検針を実施し、震災時の飲料水とする目的で非常用給水栓（受水槽下流側）を設置する場合は、鍵付の給水栓とし「確約書」（様式-11）を提出すること。

3・8・5 設計図

- 2 受水槽以下の図面については、次の事項に従うこと。
- （1）使用材料及び構造等が分かるように、図面（配管図等）を提出すること。
 - （2）~~受水槽以下の給水設備は、青の実線で書くこと。~~
 - （3）各階の戸数が把握できること。

[解説]

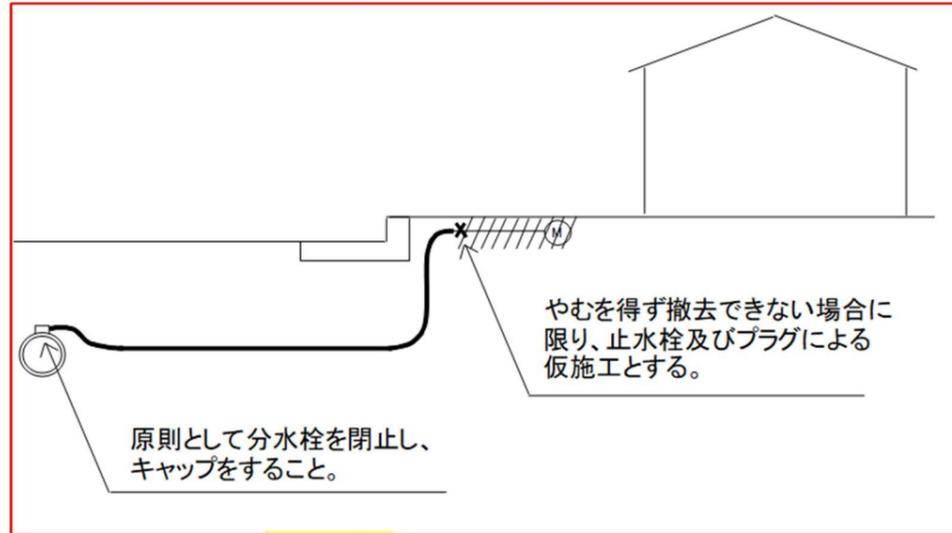
2について； 図面（配管図等）の提出
~~（2）提出する図面（配管図等）は、設計図様式に記入すること。~~

新	旧
<p>3・10・3 既設管の水質試験</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 更生工事を実施していない給水設備から、直結給水方式に切り替える場合 水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は<u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者</u>による、表3-10-1に規定する項目の水質試験</p> <p>2 更生工事を施工した記録により、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかかな場合 表3-10-1に規定する項目及び更生工事に使用された塗料により表3-10-2に規定する項目を水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は<u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者</u>による水質試験</p> <p>3 更生工事を施工した履歴はあるが、ライニングに使用された塗料・工法・施工状況が確認できない場合 ライニングされた既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は<u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者</u>にて浸出性能試験を実施することとし、試験項目については、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」別表第1のすべてとする。</p> </div> <p>[解説] 3について； 既設給水管のサンプリングが困難で、浸出性能試験が実施出来ない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管路内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は<u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者</u>にて水質検査を行う。</p> <p>3・12 事前協議</p> <p>3・12・1 適用範囲</p> <p>[解説] なお、事前協議対象外の給水装置工事であっても、設計にあたり本管水圧の確認が必要な場合は、「水圧調査依頼書」(<u>様式-3の4</u>)により行うことができる。</p> <p>3・12・2 協議について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 事前協議の申込みは、「県営水道給水関係事前協議書」(<u>様式-1</u>)及び「県営水道給水関係事前協議書（特別給水装置工事）」(<u>様式-1の2</u>)に必要事項を記載し、3・12・3「添付書類」に記載の必要書類を添付し、計画地を所管する営業所へ[正][副]各1部提出すること。</p> </div>	<p>3・10・3 既設管の水質試験</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 更生工事を実施していない給水設備から、直結給水方式に切り替える場合 水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は<u>厚生労働大臣の登録を受けた者</u>による、表3-10-1に規定する項目の水質試験</p> <p>2 更生工事を施工した記録により、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかかな場合 表3-10-1に規定する項目及び更生工事に使用された塗料により表3-10-2に規定する項目を水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は<u>厚生労働大臣の登録を受けた者</u>による水質試験</p> <p>3 更生工事を施工した履歴はあるが、ライニングに使用された塗料・工法・施工状況が確認できない場合 ライニングされた既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は<u>厚生労働大臣の登録を受けた者</u>にて浸出性能試験を実施することとし、試験項目については、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」別表第1のすべてとする。</p> </div> <p>[解説] 3について； 既設給水管のサンプリングが困難で、浸出性能試験が実施出来ない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管路内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は<u>厚生労働大臣の登録を受けた者</u>にて水質検査を行う。</p> <p>3・12 事前協議</p> <p>3・12・1 適用範囲</p> <p>[解説] なお、事前協議対象外の給水装置工事であっても、設計にあたり本管水圧の確認が必要な場合は、「水圧調査依頼書」(<u>様式-4の5</u>)により行うことができる。</p> <p>3・12・2 協議について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 事前協議の申込みは、「県営水道給水関係事前協議書」(<u>様式-2</u>)及び「県営水道給水関係事前協議書（特別給水装置工事）」(<u>様式-2の2</u>)に必要事項を記載し、3・12・3「添付書類」に記載の必要書類を添付し、計画地を所管する営業所へ[正][副]各1部提出すること。</p> </div>

3・13・3 給水装置の撤去

[解説]

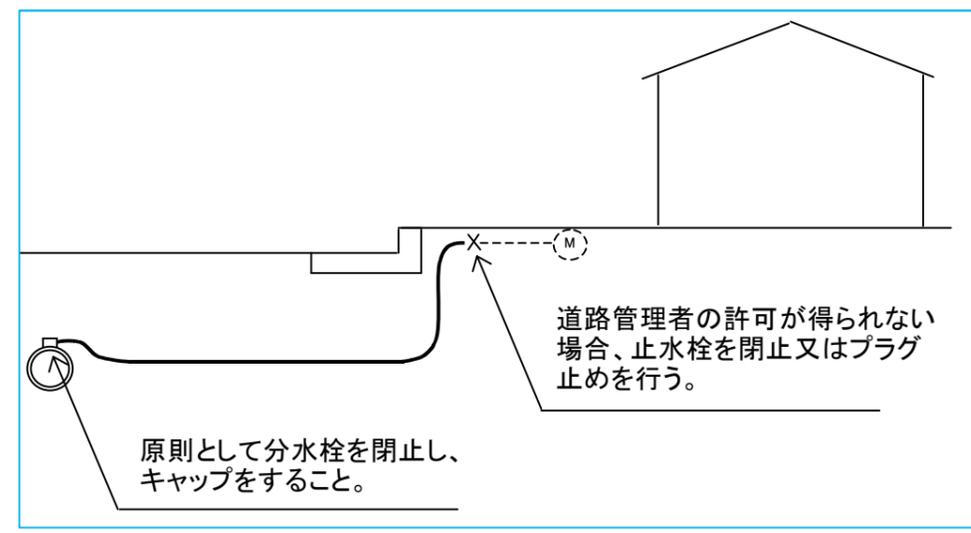
図3-13-2 給水装置の撤去位置



3・13・3 給水装置の撤去

[解説]

図3-13-2 給水装置の撤去位置



3・13・4 撤去工事の費用負担区分

(1) 単一の給水装置の場合

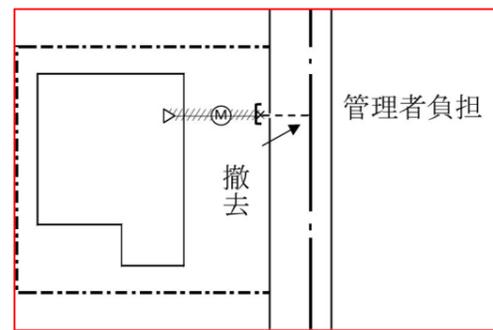
[解説]

(具体例)

1 管理者負担の場合

給水装置が不要となった場合の撤去

図3-13-3



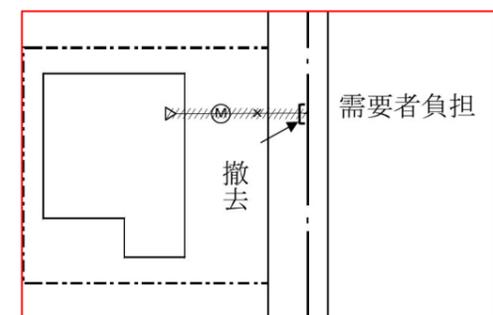
2 需用者負担の場合

既設管が不要となった場合の撤去

(1) 家屋の建替えのため、需要者の都合により

一時撤去する場合

図3-13-4



3・13・4 撤去工事の費用負担区分

(1) 単一の給水装置の場合

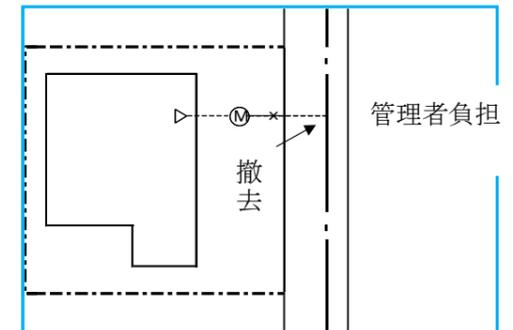
[解説]

(具体例)

1 管理者負担の場合

給水装置が不要となった場合の撤去

図3-13-3



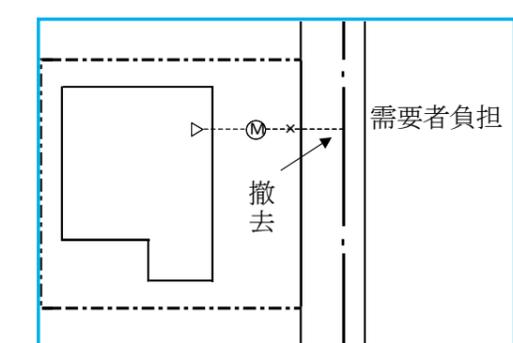
2 需用者負担の場合

既設管が不要となった場合の撤去

(1) 家屋の建替えのため、需要者の都合により一時

撤去する場合

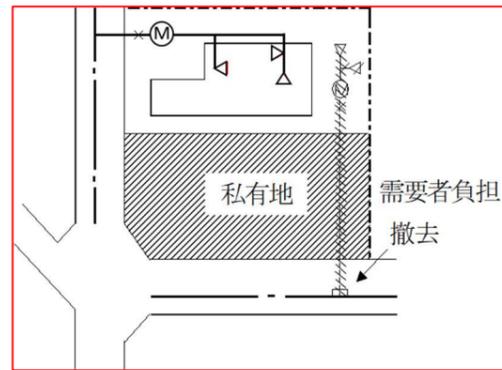
図3-13-4



新

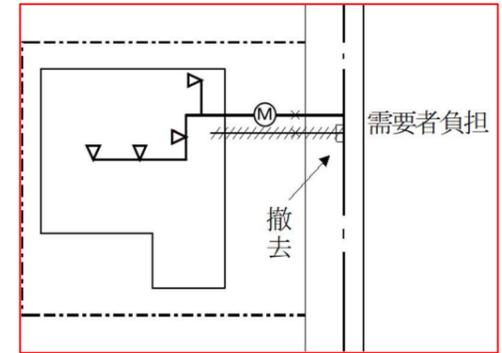
(2) 家屋の改造に伴い、分岐箇所を変更する場合

図3-13-5



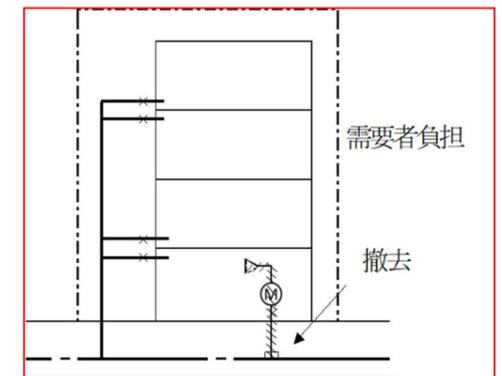
(3) 家屋の改造に伴い、増径する場合

図3-13-6



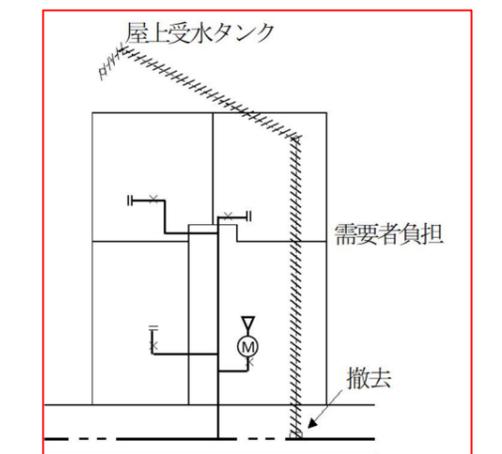
(4) 一時用として分岐していた箇所を変更して家事用の給水管を取り出す場合

図3-13-7



(5) 受水槽給水していた管を一時用として使用し、その後各戸に直結給水する場合

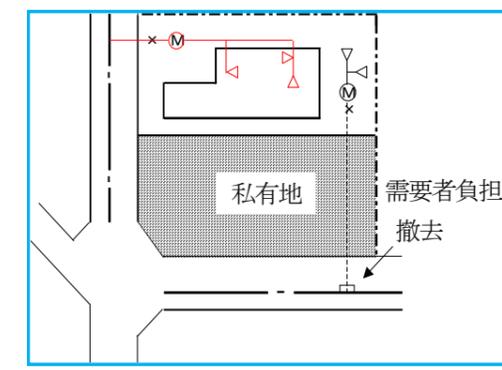
図3-13-8



旧

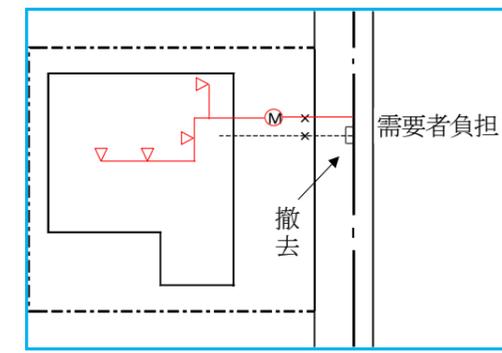
(2) 家屋の改造に伴い、分岐箇所を変更する場合

図3-13-5



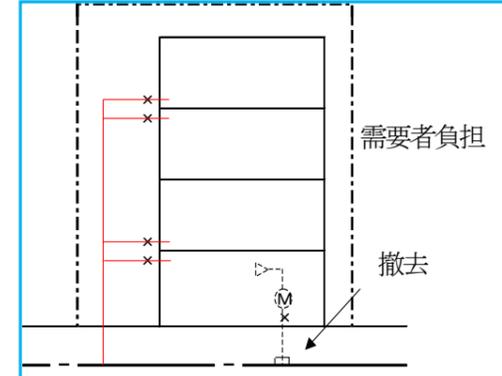
(3) 家屋の改造に伴い、増径する場合

図3-13-6



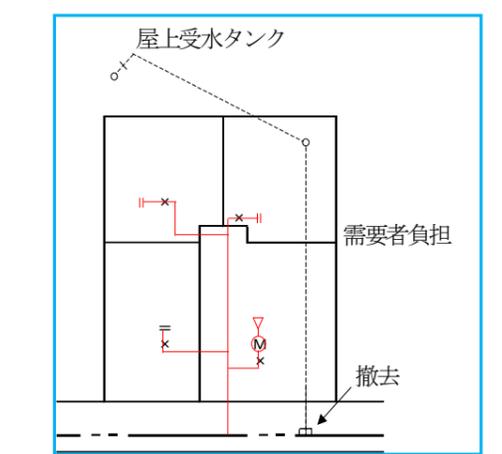
(4) 一時用として分岐していた箇所を変更して家事用の給水管を取り出す場合

図3-13-7



(5) 受水槽給水していた管を一時用として使用し、その後各戸に直結給水する場合

図3-13-8



新

(6) 一戸のみの給水改造により各戸に給水するため、取出し配水管を変えて取り出す場合

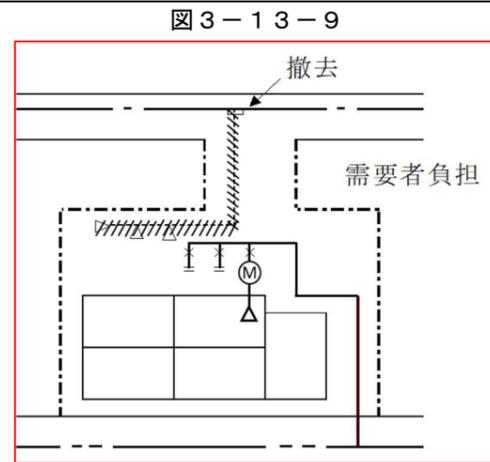


図3-13-9

(7) 公共事業、民間の開発事業、「飛行場周辺における建物等の移転の補償に係る撤去」の適用により家屋を撤去する場合

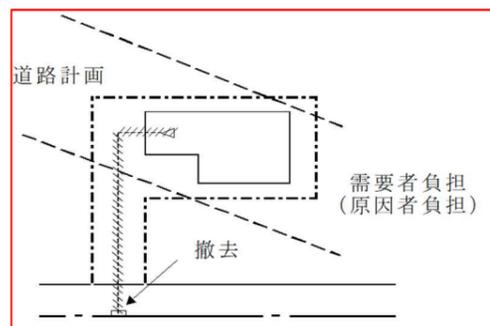


図3-13-10

旧

(6) 一戸のみの給水改造により各戸に給水するため、取出し配水管を変えて取り出す場合

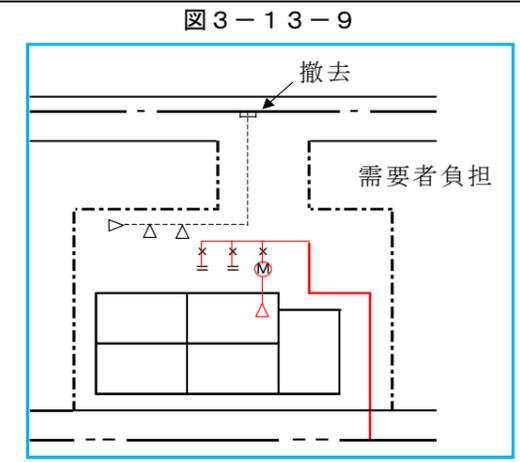


図3-13-9

(7) 公共事業、民間の開発事業、「飛行場周辺における建物等の移転の補償に係る撤去」の適用により家屋を撤去する場合

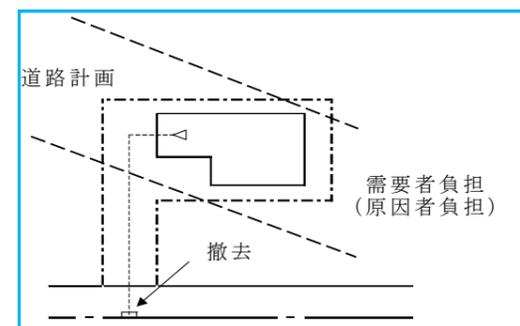


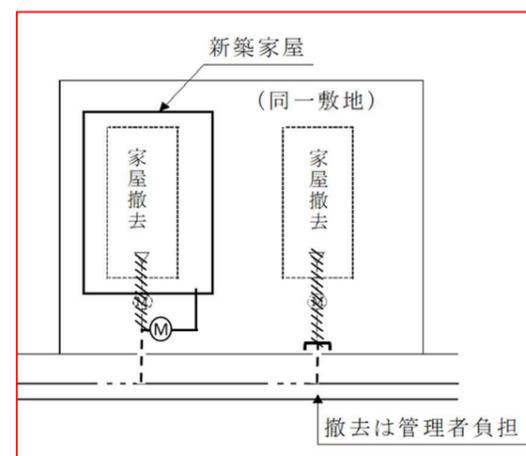
図3-13-10

(2) 同一敷地内に複数の給水装置がある場合

[解説]

2 (1) について;

図3-13-12

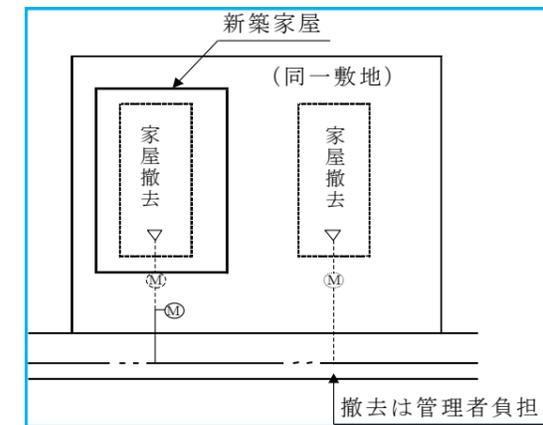


(2) 同一敷地内に複数の給水装置がある場合

[解説]

2 (1) について;

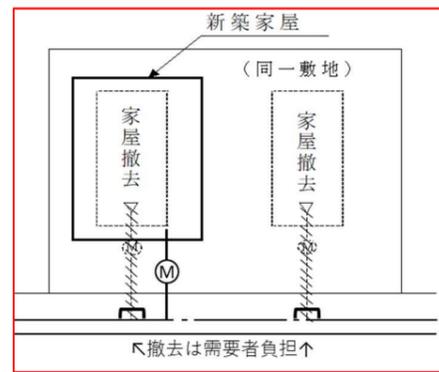
図3-13-12



新

2 (2) について;

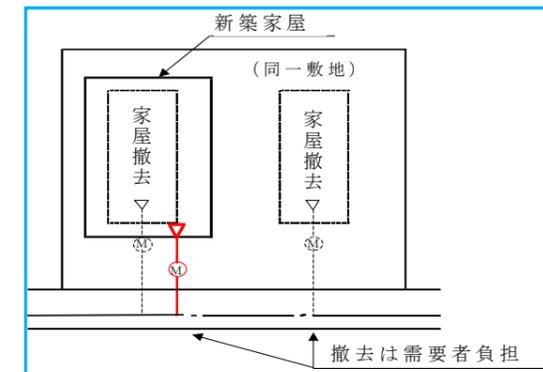
図3-13-13



旧

2 (2) について;

図3-13-13

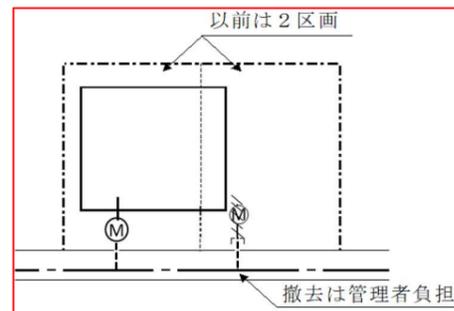


(3) 同一敷地内に複数の給水管取出しがある場合

[解説]

1 について;

図3-13-14

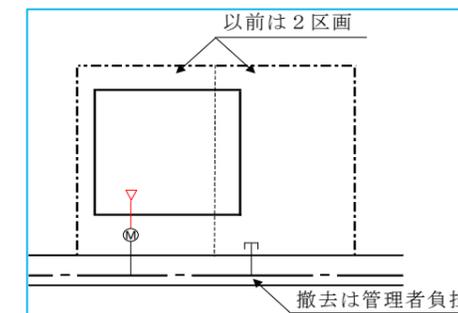


(3) 同一敷地内に複数の給水管取出しがある場合

[解説]

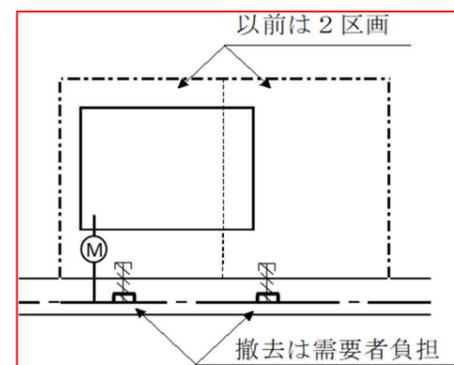
1 について;

図3-13-14



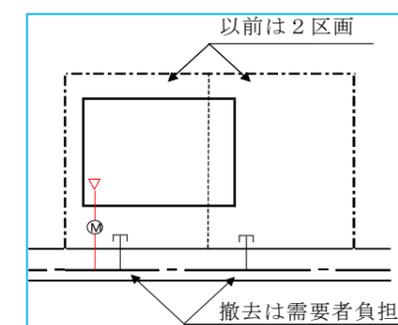
2 について;

図3-13-15



2 について;

図3-13-15

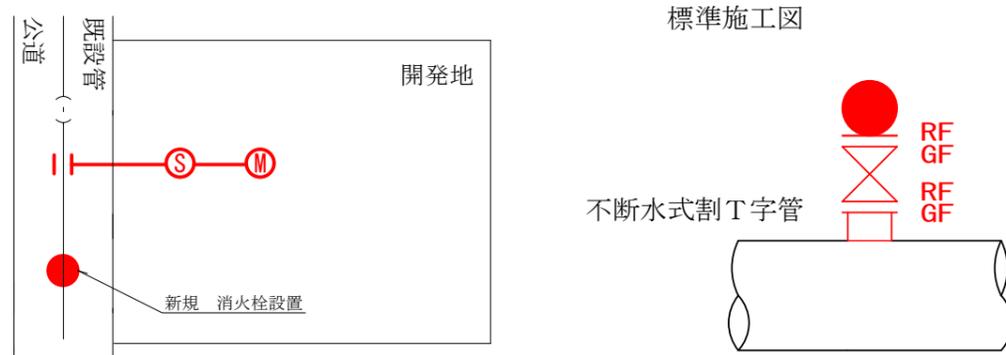


3・15 消防用設備

[解説]

図3-15-2 私設消火栓の申請方法

(4) 市町への開発行為申請の許可条件とされ、公道内の既設水道管に消火栓を設置する場合、私設消火栓の新設工事として申請する。また、のちに公設消火栓の新設工事として申請する。また、のちに公設消火栓として取り扱うため、「消防水利の基準（昭和39年、消防庁告示第7号）」に基づき設置し、別途営業所と事前に協議を行うこと。なお、寄附物件の申込み及び所管の消防署からの設置確認を受けるものに限る。



3・16 給水装置用材料

3・16・1 基本的要件

表3-16-1 認証品確認のためのURL一覧

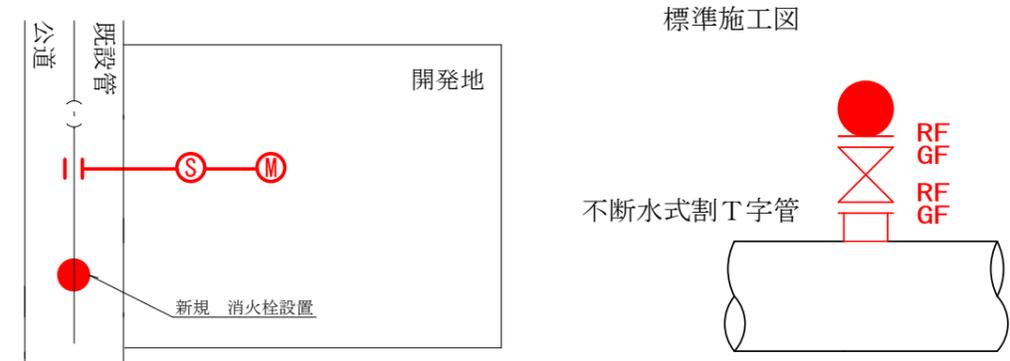
国土交通省	
給水装置データベース	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00005.html
日本水道協会（JWWA）	
JWWA 検査事業	http://www.jwwa.or.jp/kensa_index.html
JWWA 品質認証センター	http://www.jwwa.or.jp/ninsyo_index.html
JWWA 認証登録品検索ページ	http://nc.jwwa.or.jp:8080/jwwa_hp/HL0101/HL0101N010Action.do
その他第三者認証機関	
日本水道協会（JWWA）	http://www.jwwa.or.jp/
日本燃焼機器検査協会（JHIA）	http://www.jhia.or.jp/
電気安全環境研究所（JET）	http://www.jet.or.jp/
日本ガス機器検査協会（JIA）	http://www.jia-page.or.jp/
UL Japan	http://japan.ul.com/

3・15 消防用設備

[解説]

図3-15-2 私設消火栓の申請方法

(4) 市町への開発行為申請の許可条件とされ、公道内の既設水道管に消火栓を設置する場合、私設消火栓の新設工事として申請する。また、のちに公設消火栓として取り扱うため、寄附物件の申込み及び所管の消防署からの設置確認を受けるものに限る。



3・16 給水装置用材料

3・16・1 基本的要件

表3-16-1 認証品確認のためのURL一覧

厚生労働省	
給水装置データベース	https://www.mhlw.go.jp/kyusuidb/index.action
日本水道協会（JWWA）	
JWWA 検査事業	http://www.jwwa.or.jp/kensa_index.html
JWWA 品質認証センター	http://www.jwwa.or.jp/ninsyo_index.html
JWWA 認証登録品検索ページ	http://nc.jwwa.or.jp:8080/jwwa_hp/HL0101/HL0101N010Action.do
その他第三者認証機関	
日本水道協会（JWWA）	http://www.jwwa.or.jp/
日本燃焼機器検査協会（JHIA）	http://www.jhia.or.jp/
電気安全環境研究所（JET）	http://www.jet.or.jp/
日本ガス機器検査協会（JIA）	http://www.jia-page.or.jp/
UL Japan	http://japan.ul.com/

第4章 手続き

4・1 給水装置工事の申込み・申請等

4・1・2 申請

[解説]

1について；.

(1) 申請書は管理者指定の用紙を使用すること。

(2) 設計図の用紙は日本産業規格A4版(210mm×297mm)、A3版(297mm×420mm)として、紙の種類等は4・2・1設計図の作成を参照すること。

(3) その他必要な書類は、4・1・6「その他必要な書類」を参照すること。

4・1・3 申請区分

[解説]

1及び2について；

(2) 共同住宅等の申請は、次の通りとする。なお、設計図の記入については、4・2・1「設計図の作成」によること。

ア 直結直圧式による場合(共同住宅一括の申請)

申請は設置するメーター毎に行い、次に沿って作成すること。

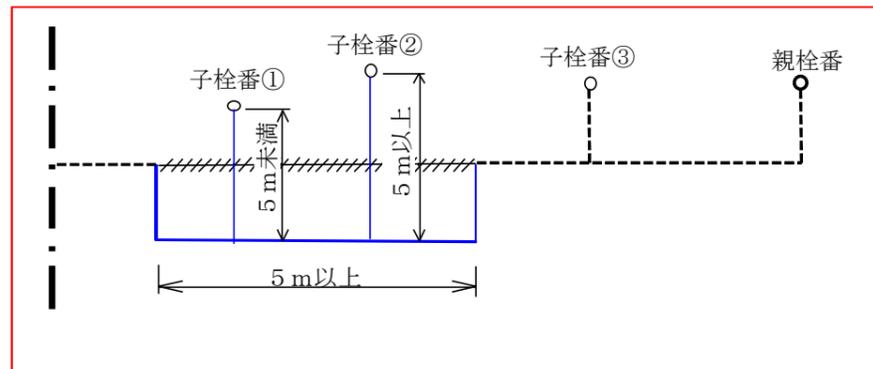
(ア) 親栓番と子栓番の複数申請を同時に提出すること。

(イ) 親栓番の申請は、設計図に当該建物内給水装置の全体と、建物内給水装置の全部が明確となる系統図を作成すること。

(ウ) 子栓番の申請は、親栓番の設計図に給水装置が図示されていることを申請書に記載し、設計図は不要とする。(例：「給水装置の状況については、水栓番号〇〇〇〇〇〇の申請に図示。」などを記入する。)

イ 直結増圧式、受水槽式、直結・受水槽併用式、直結直圧式へ切替え等による場合「共同住宅等の給水事務取扱要綱」によること。

図4-1-1



4・1・4 申請書及び設計図の記載

- 1 申請書の記入については、黒のインクで楷書にて記載すること。
- 2 申請書(写しを除く)は、修正液の使用及び切り貼り等はしないこと。
- 3 設計図の記入については、4・2・1「設計図の作成」によること。

第4章 手続き

4・1 給水装置工事の申込み・申請等

4・1・2 申請

[解説]

1について；

(1) 申請書及び設計図は管理者指定の用紙を使用すること。

(2) その他必要な書類は、4・1・6「その他必要な書類」を参照すること。

4・1・3 申請区分

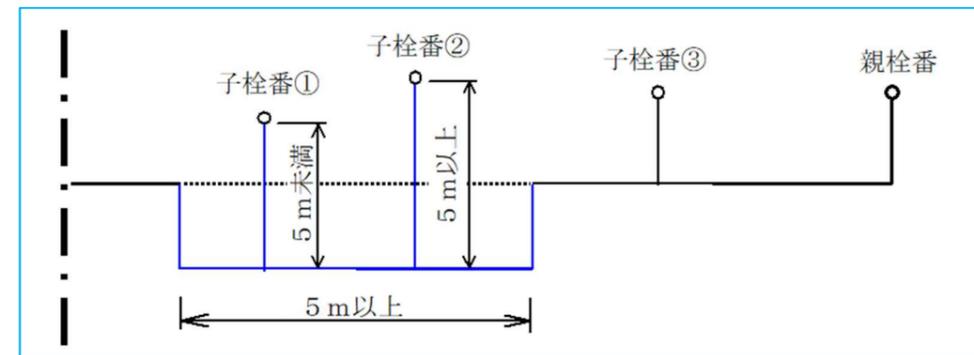
[解説]

1及び2について；

(2) 共同住宅等の申請は、「共同住宅等の給水事務取扱要綱」において、当該適用を受ける場合にあっては一括で申請し、適用を受けない場合にあっては設置するメーター毎に申請すること。

なお、メーター毎に申請する場合において、親栓番となる申請書に当該建物内給水装置の全部を図示し、子栓番となる申請書には親栓番となる申請書に給水装置を図示している旨を明記することで図面の作成を省略できる。(例：「給水装置の状況については、水栓番号〇〇〇〇〇〇の申請に図示。」などを記入する。)この場合、親栓番となる申請書には建物内給水装置の全部が明確となる系統図等も作成すること。また、子栓番となる申請書には設計図様式1(M)に位置図を作成し、道路状況等の取出図は不要とする。これを共同住宅一括という。

図4-1-1



4・1・4 申請書及び設計図の記載

- 1 申請書の記入については、黒のインクで楷書にて記載すること。
- 2 設計図の記入については、4・2・1「設計図の作成」によること。
- 3 申請書及び設計図(写しを除く)は、剥離等を防止するため、修正液の使用及び切り貼り等はしないこと。

新	旧
4・1・5 記載の方法	4・1・5 記載の方法
<p>②④について；</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p><u>また、共同住宅一括の申請における子栓番の申請書においては、当該欄の「料金徴収先」の文字に取消線を加え、空欄には「給水装置の状況については、水栓番号〇〇〇〇〇〇の申請に図示。」などを記入すること。記入については、4・2・1「設計図の作成」によること。</u></p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>②⑦について； 申請場所の管網図メッシュ番号等を<u>上部</u>に記入すること。 ②⑧について； 申請場所の住宅地図のページ及びメッシュ番号等を<u>上部</u>に記入すること。</p>	<p>②④について；</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>②⑦について； 申請場所の管網図メッシュ番号等を記入すること。 ②⑧について； 申請場所の住宅地図のページ及びメッシュ番号等を記入すること。</p>

新	旧
<p>4・1・6 その他必要な書類</p> <p>[解説] 2について； (2) 証明書添付の必要がない場合は、「申請書」の備考欄に「証明書等不要」と<u>記入し</u>、申請者の名称等を記名すること。なお、一時用又は一時用㊟からの改造工事で、申請時に確認済証が提出されており、内容に変更がない場合は、確認済証の添付を省略することができ、「申請書」の備考欄に「確認済証提出済」と<u>記入し</u>、申請者の名称等を記名すること。ただし、「4・1・5 記載の方法」㊠に確認済証番号を記入すること。証明書の必要のないものは、おおむね次のとおり。</p> <p>9について； 申請内容や目的によって必要な関係書類を添付すること。また、次の書類は、「4・1・5 記載の方法」㊠に該当するものを記入すること。</p> <p><u>(1)「様式-3」直結(直圧・増圧)式給水条件承諾書(新設・切替)</u></p> <p><u>(2)「様式-3の2」増圧給水設備の猶予条件承諾書(新設・切替)</u></p> <p><u>(3)「様式-3の3」水理計算確認書</u></p> <p><u>(4)「様式-4」誓約書</u></p> <p><u>(5)「様式-5」同意書</u></p> <p><u>(6)「様式-9」確約書</u></p> <p><u>(7)「様式-10」水道直結式スプリンクラー設備の設置に係る誓約書</u></p> <p><u>(8)水道利用加入金(減額・免除)申請書</u></p> <p><u>(9)その他</u></p> <p>4・1・8 変更・取消しの手続き</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 承認を受けた給水装置工事を変更するときは、すみやかにその旨を届け出て承認を受けるものとする。</p> <p>2 申込みをした給水装置工事を取り消すときは、申込者はすみやかに管理者に「給水装置工事申込取消届」(<u>様式-6</u>)を提出しなければならない。</p> </div> <p>4・1・9 修理工事の報告</p> <p>[解説] 1 修理工事において、水道メーター位置を変更する場合は、図面を修正すること。ただし、修正にあたっては、営業所と協議すること。 2 毎月末をもって集計し、「給水装置修理報告書」(<u>様式-7</u>)を作成し、翌月10日までに営業所に報告(FAX可)すること。記入例は、次のとおり。</p> <p>4・2 給水装置工事の設計図</p> <p>4・2・1 設計図の作成</p>	<p>4・1・6 その他必要な書類</p> <p>[解説] 2について； (2) 証明書添付の必要がない場合は、「申請書」の備考欄に「証明書等不要」と<u>朱書きし</u>、申請者の名称等を記名すること。なお、一時用又は一時用㊟からの改造工事で、申請時に確認済証が提出されており、内容に変更がない場合は、確認済証の添付を省略することができ、「申請書」の備考欄に「確認済証提出済」と<u>朱書きし</u>、申請者の名称等を記名すること。ただし、「4・1・5 記載の方法」㊠に確認済証番号を記入すること。証明書の必要のないものは、おおむね次のとおり。</p> <p>9について； 申請内容や目的によって必要な関係書類を添付すること。また、次の書類は、「4・1・5 記載の方法」㊠に該当するものを記入すること。</p> <p>(1)「様式-1」既設建物に関わる維持管理届</p> <p>(2)「様式-4」直結直圧式給水条件承諾書(新設・切替)</p> <p>(3)「様式-4の2」直結増圧式給水条件承諾書(新設・切替)</p> <p>(4)「様式-4の3」増圧給水設備の猶予条件承諾書(新設・切替)</p> <p>(5)「様式-4の4」水理計算確認書</p> <p>(6)「様式-5」誓約書</p> <p>(7)「様式-6」同意書</p> <p>(8)「様式-9」給水装置工事に伴う道路復旧工事施工条件承諾書</p> <p>(9)「様式-11」確約書</p> <p>(10)「様式-12」水道直結式スプリンクラー設備の設置に係る誓約書</p> <p>(11)水道利用加入金(減額・免除)申請書</p> <p>(12)その他</p> <p>4・1・8 変更・取消しの手続き</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 承認を受けた給水装置工事を変更するときは、すみやかにその旨を届け出て承認を受けるものとする。</p> <p>2 申込みをした給水装置工事を取り消すときは、申込者はすみやかに管理者に「給水装置工事申込取消届」(<u>様式-7</u>)を提出しなければならない。</p> </div> <p>4・1・9 修理工事の報告</p> <p>[解説] 1 修理工事において、水道メーター位置を変更する場合は、図面を修正すること。ただし、修正にあたっては、営業所と協議すること。 2 毎月末をもって集計し、「給水装置修理報告書」(<u>様式-8</u>)を作成し、翌月10日までに営業所に報告(FAX可)すること。記入例は、次のとおり。</p> <p>4・2 給水装置工事の設計図</p> <p>4・2・1 設計図の作成</p>

設計図の平面図、立体図、位置図等は、統一された線、文字、記号により表現することとし、作成方法は、次のとおりとする。

1 筆記用具

黒の鉛筆やインク等を使用すること。

2 用紙

(1) 設計図様式1 (A4) または設計図様式2 (A3) に記載し、申請書に添付すること。

(2) 用紙の規格は、日本産業規格 A4 版、A3 版として、紙質は上質紙、再生紙等（白色度 70%以上、厚さ 0.08~0.1mm 程度）とする。寸法は 4・1・5 記載方法を参照し、背景に方眼を使用する場合は、複写時に方眼が読み取りに支障とならないよう、複写に影響しない色合いとすること。

中略

4 線及び文字

(1) 新設する給水装置は、実線で書くこと。ただし、同図に既設管や撤去管が有る場合は、それらの線よりも太く書くこと。

(2) 撤去する給水装置は、実線を斜線で消すように書くこと。ただし、水道メーターより下流側の給水装置を全て撤去する場合は、省略することができる。

(3) 既設の給水装置は、破線で書くこと。

(4) 受水槽及び井水からの切替配管は、一点鎖線で書き、「受水槽切替」「井水切替」と記入すること。

(5) 受水槽以下及び井戸配管は、上の(1)～(4)に記載した平面図と別に平面図を追加し、そちらに実線で書くこと。また、表題には「受水槽以下配管」、「井戸配管」と記入すること。

(6) 寸法、文字及び給水装置以外の記号は、図形に適した大ききさで書くこと。

(7) 自己認証品を使用するときは、給水装置等の記号から、引出線を記入し「自己認証品」と記入すること。

(8) 「自己認証品と記入のないものは、規格品又は第三者認証品である。」と明記すること。

中略

6 給水装置記号

(4) 給水管の記号

表 4-2-6

名称	新設	既設	撤去	切替配管
線別	実線	破線	実線を斜線で消す	一点鎖線
記入例	————	-----	#####	- . - . -

中略

8 位置図

(2) 工事場所の字、及び引出し線を加え「申請地」と書くこと。

中略

設計図の平面図、立体図、位置図等は、統一された線、文字、記号により表現することとし、作成方法は、次のとおりとする。

1 筆記用具

鉛筆やインク等を使用すること。

2 用紙

(1) 管理者指定の用紙を使用すること。

(2) 設計図様式1 (A4) または設計図様式2 (A3) を使用し、申請書に添付すること。

中略

4 線及び文字

(1) 新設する給水装置は、赤の実線で書くこと。ただし、同図に既設管や撤去管が有る場合は、それらの線よりも太く書くこと。

(2) 撤去する給水装置は、黒の破線で書くこと。ただし、水道メーターより下流側の給水装置を全て撤去する場合は、省略することができる。

(3) 既設の給水装置は、黒の実線で書くこと。

(4) 井水及び受水槽からの切替配管は、赤の破線で書き、「井水切替」「受水槽切替」と記入すること。

(5) 井戸配管は、青の破線で書き、「井戸配管」と記入すること。

(6) 寸法、文字及び給水装置以外の記号は、すべて黒で図形に適した大ききさで書くこと。

(7) 自己認証品を使用するときは、給水装置等の記号から、引出線を黒線で記入し「自己認証品」と赤で記入する。

(8) 「自己認証品と記入のないものは、規格品又は第三者認証品である。」と明記すること。

中略

6 給水装置記号

中略

8 位置図

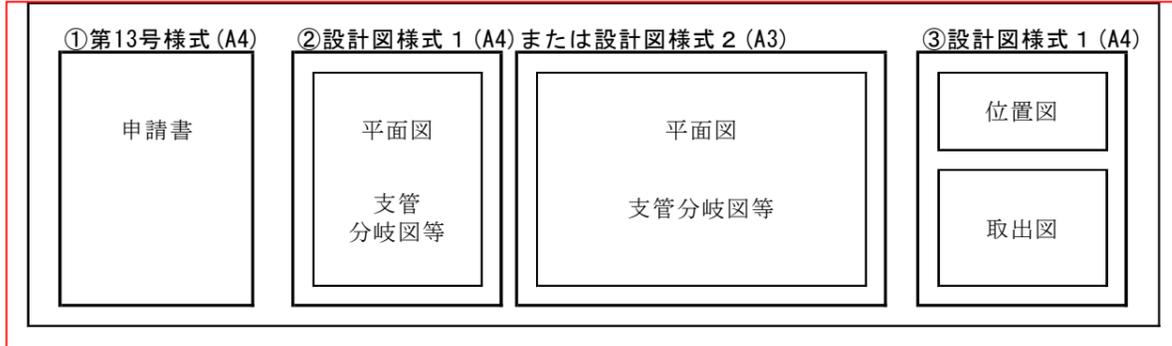
(2) 工事場所の字及び引出し線は、赤で書くこと。

中略

12 配置

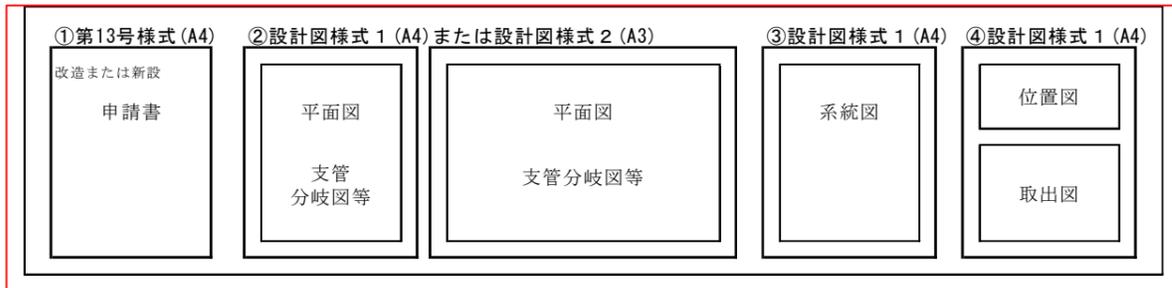
原則として、次のように配置する。

○申請書類の基本構成

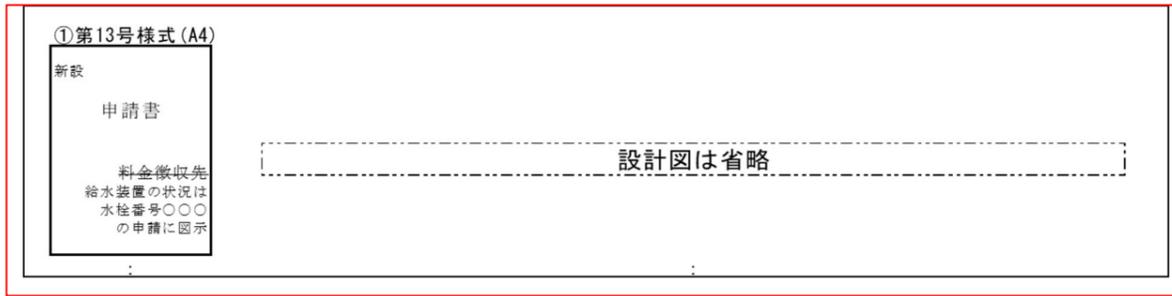


○共同住宅一括の申請の場合、次の(1)と(2)を要する。

(1)親栓番の申請



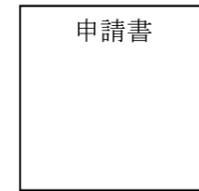
(2)子栓番(戸数分)の申請



12 配置

原則として、次図のように配置する。

第13号様式 (A4)



設計図様式 1 (A4)



設計図様式 2 (A3)



設計図様式 1 (A4)



新

旧

[解説]

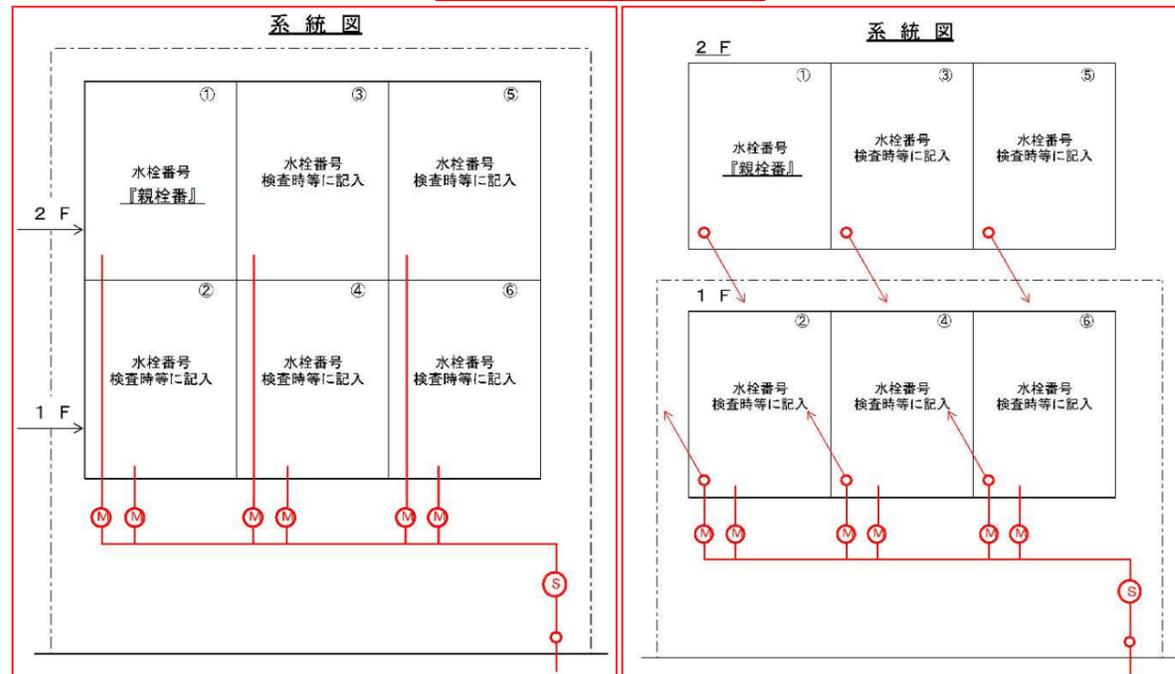
5について;

<例>

管種+口径(mm)	HVP φ 20	SUS φ 25	VG φ 50	S50 φ 50	GX(E) φ 75
延長(m)	0.2	2.0	2.7	15.5	18.0

12について; 系統図とは、建物内給水装置の全部が明確となる図をいう。次の図を参考とし、作成すること。

図4-2-1 系統図参考



[解説]

5について;

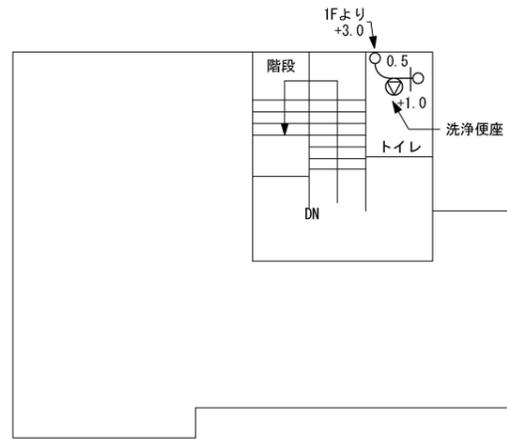
<例>

管種+口径(mm)	HVP φ 20	SUS φ 25	VG φ 50	S50 φ 50	GXDIPE φ 75
延長(m)	0.2	2.0	2.7	15.5	18.0

<図面作成例1 専用住宅の新築工事>

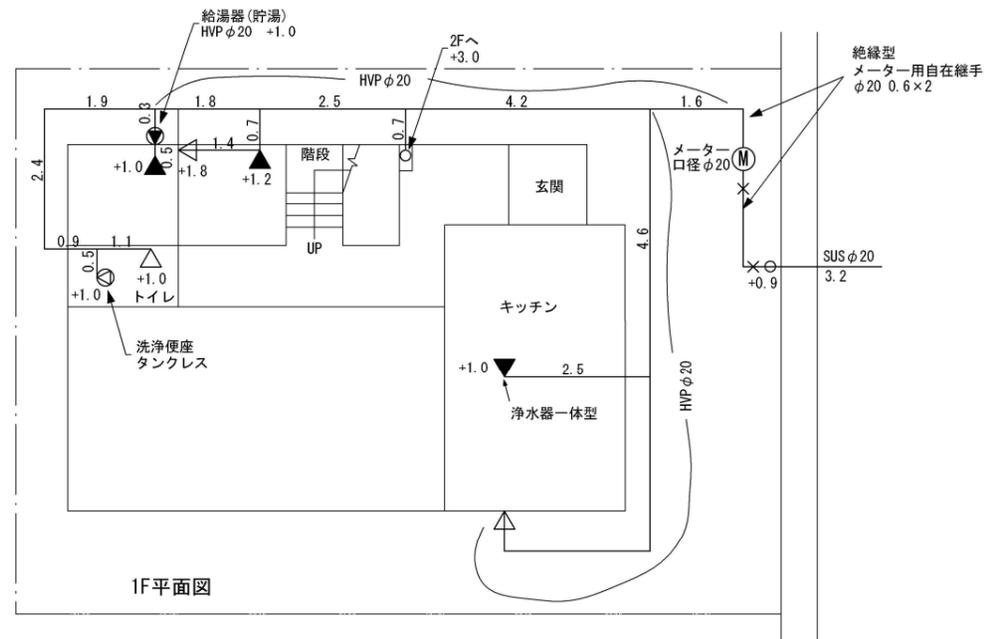
図4-2-1-1 平面図

設計図様式1



2F平面図

- ・管種口径表示なきものはHVPφ13とする
- ・自己認証品と記入のないものは規格品又は第三者認証品である



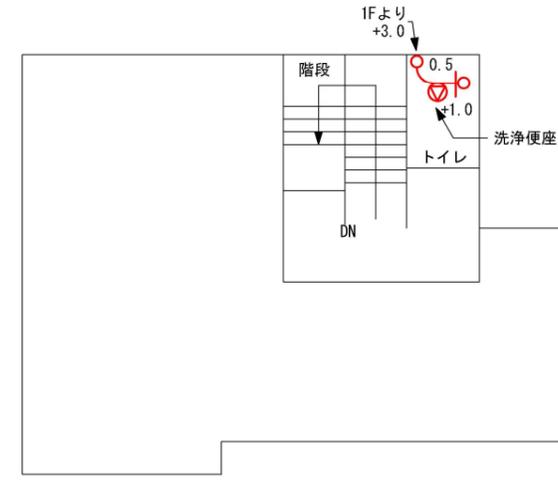
1F平面図

<図面作成例1 専用住宅の新築工事>

図4-2-1-1 平面図

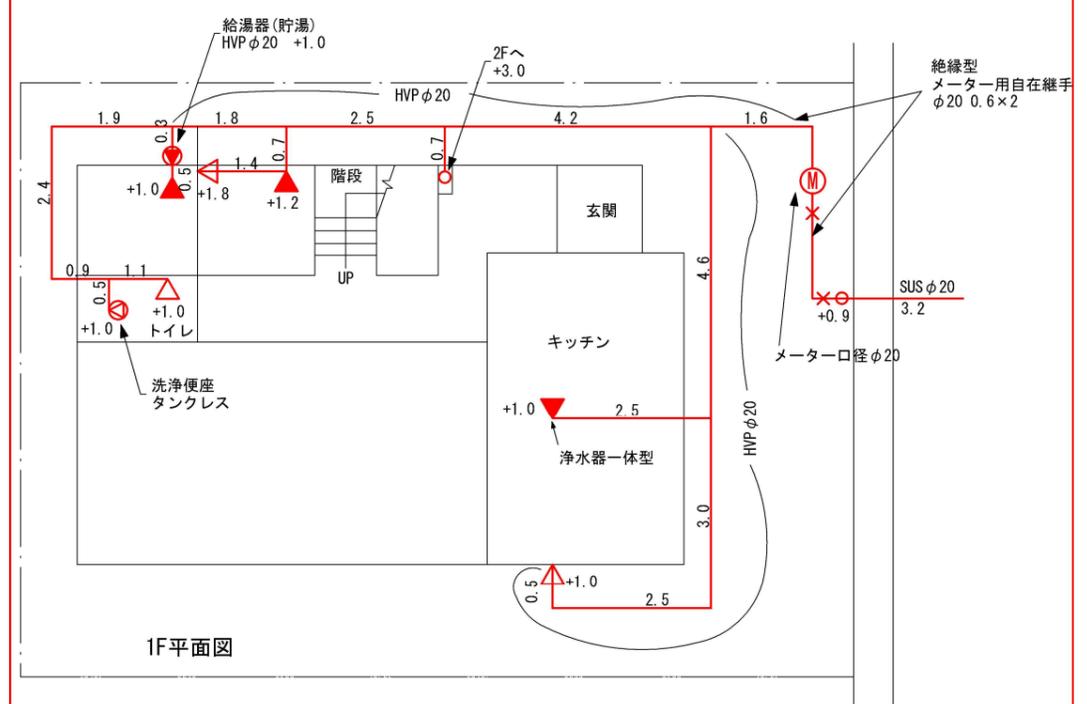
設計図様式1

管網図	353637	案内図	P100-G-10
-----	--------	-----	-----------



2F平面図

- ・管種口径表示なきものはHVPφ13とする
- ・自己認証品と記入のないものは規格品又は第三者認証品である



1F平面図

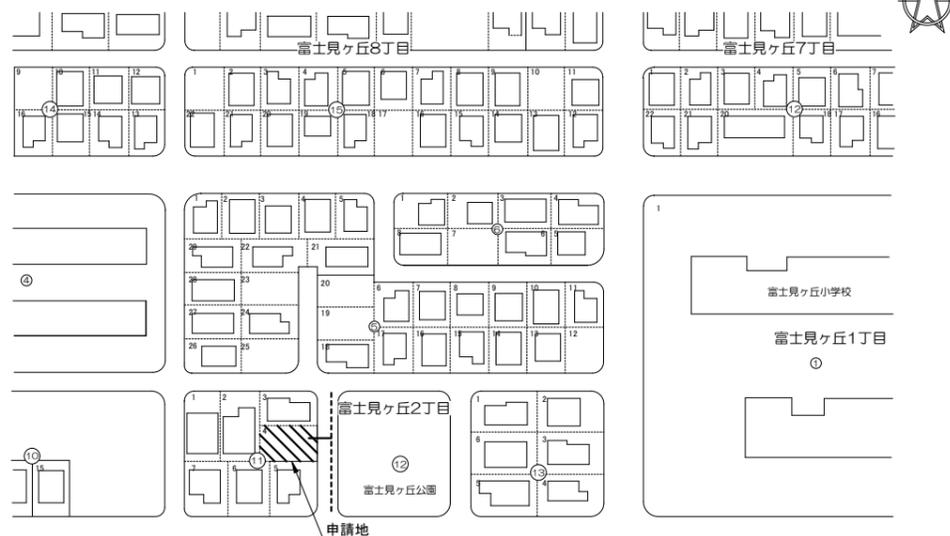
新

図4-2-2 位置図・取出し図

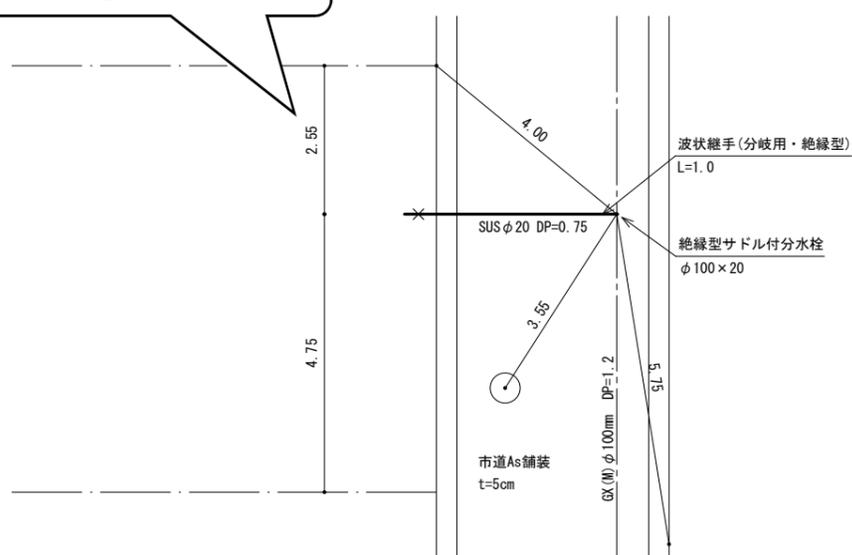
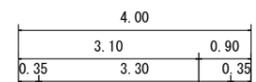
設計図様式1

管網図 : 353637
案内図 : P100-G-10

案内図



注) オフセットは検査までに記入すること



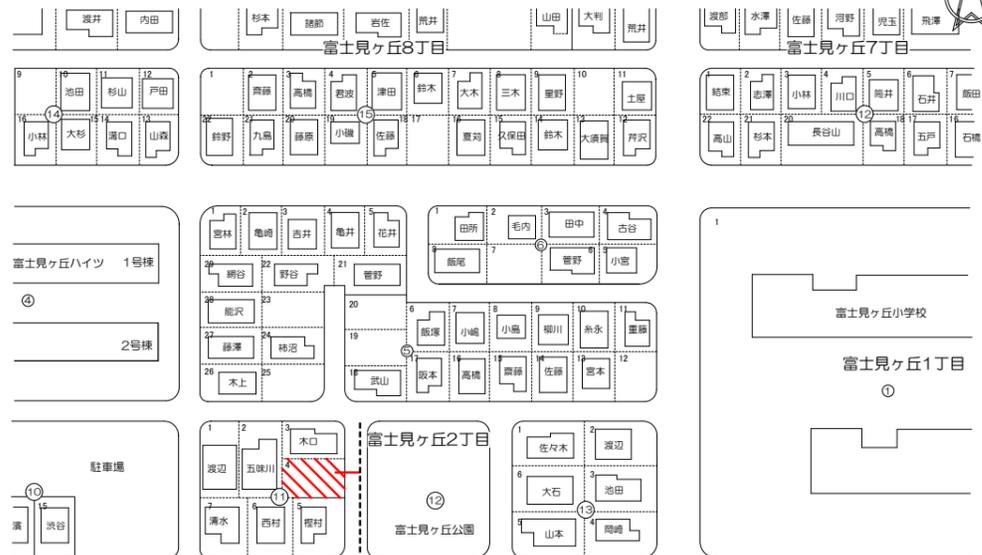
旧

図4-2-2 位置図・取出し図

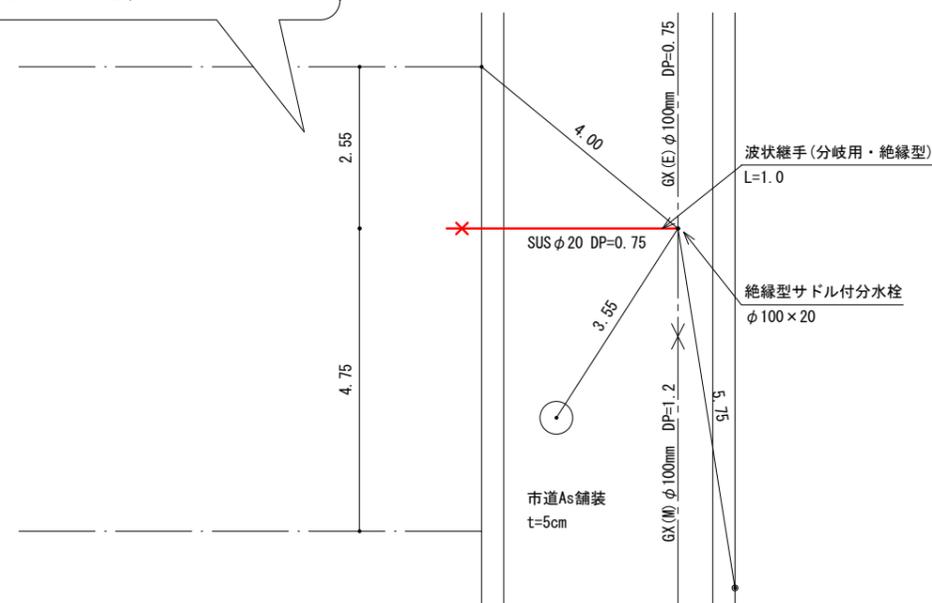
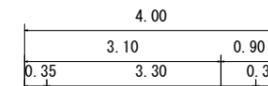
設計図様式1

管網図	353637	案内図	P100-G-10
-----	--------	-----	-----------

案内図



注) オフセットは、局検査までに記入すること。



新

<図面作成例2 給工事>

図4-2-3 申請時

メーター位置変更のない場合

メーター位置変更のある場合

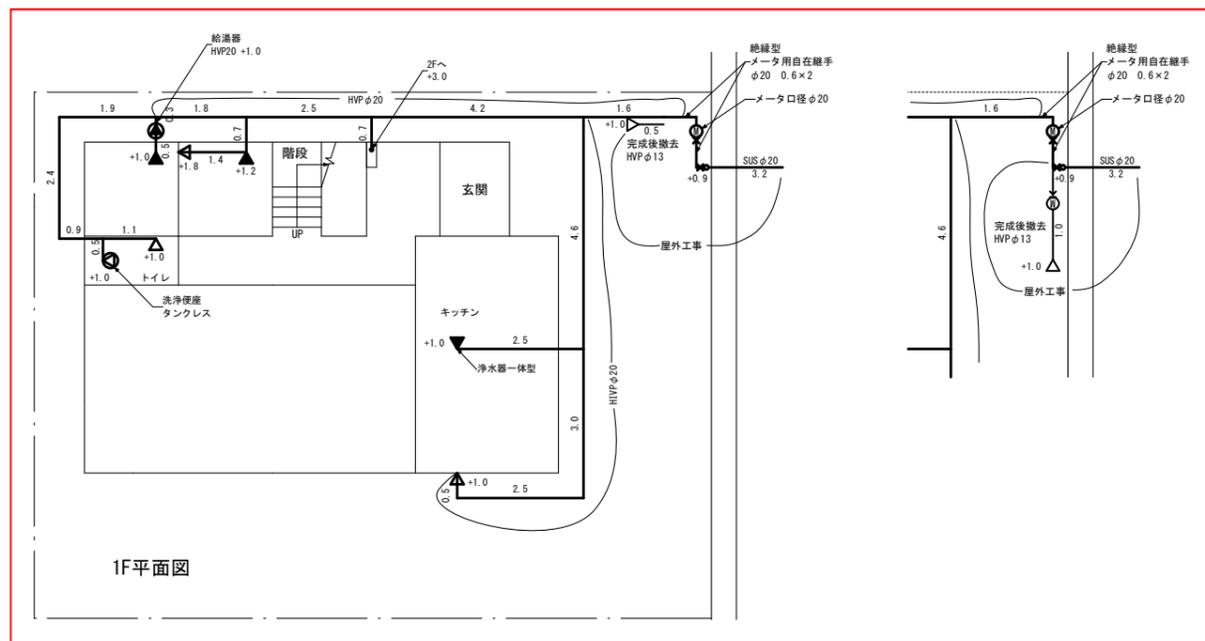
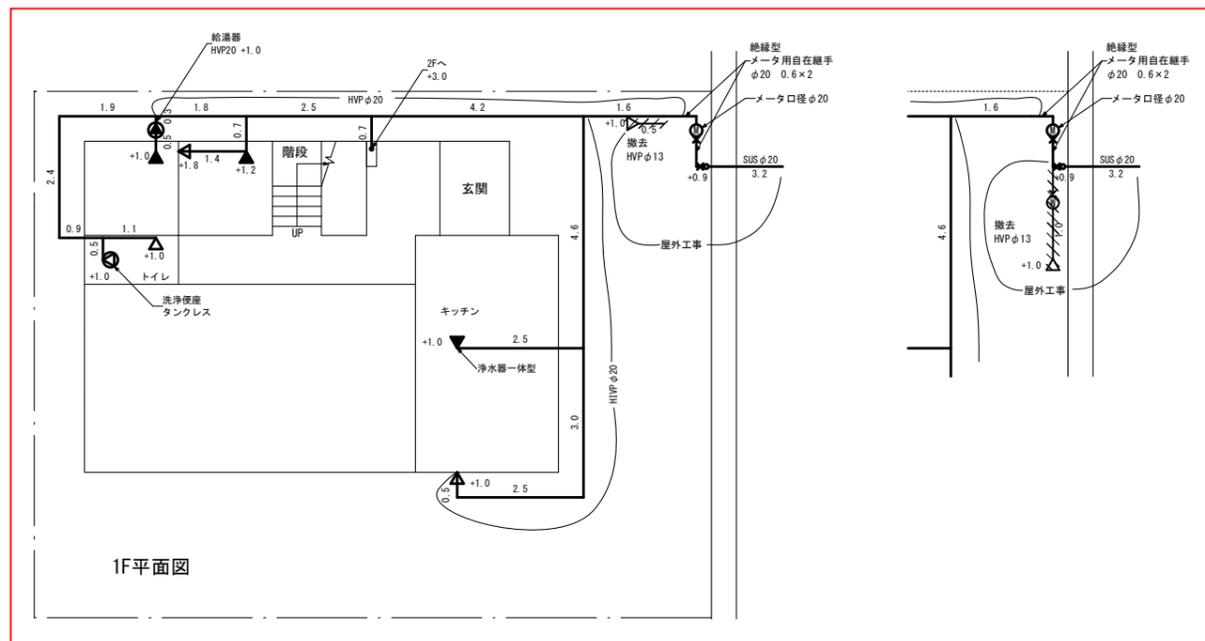


図4-2-4 竣工時

メーター位置変更のない場合

メーター位置変更のある場合



旧

<図面作成例2 給工事>

図4-2-3 申請時

メーター位置変更のない場合

メーター位置変更のある場合

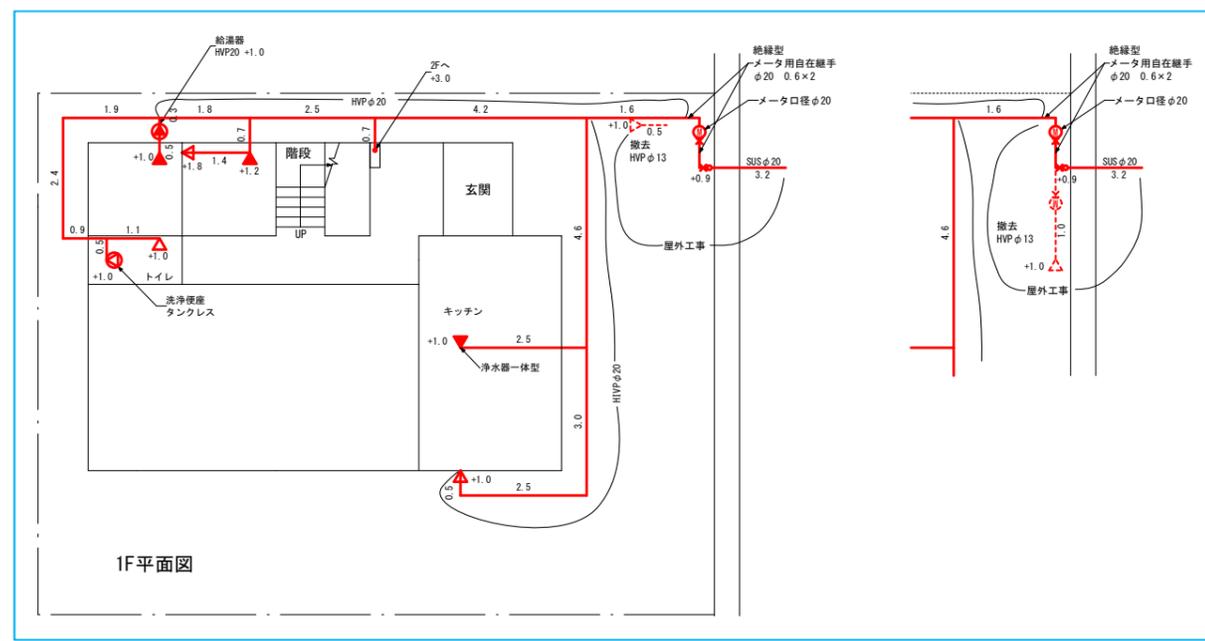
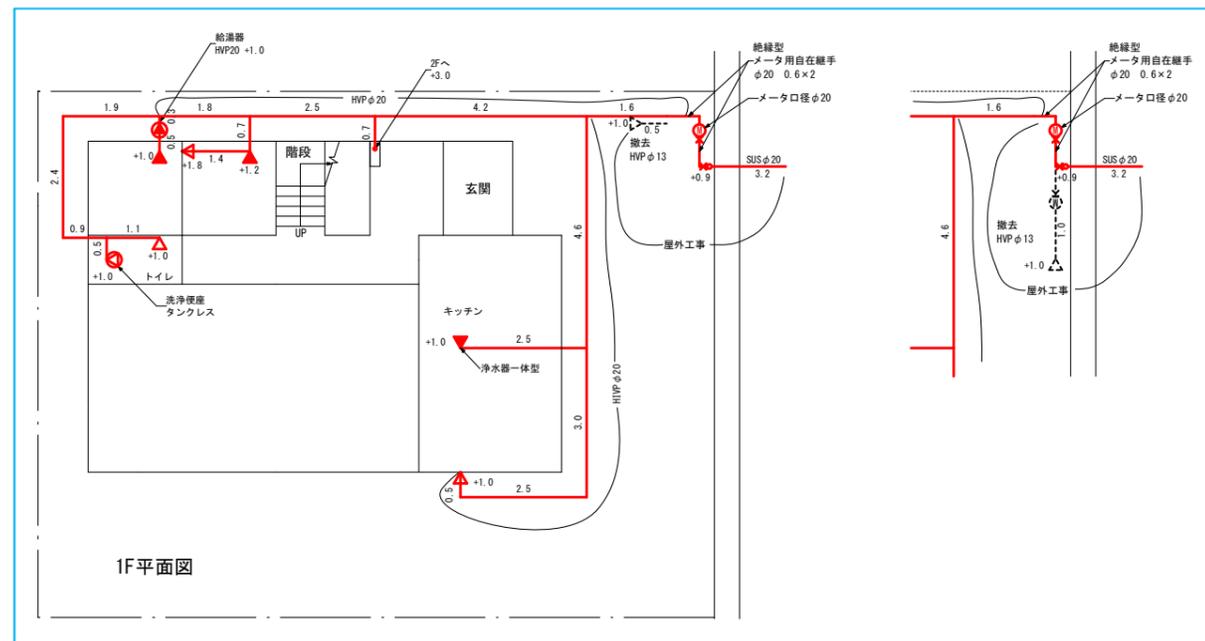


図4-2-4 竣工時

メーター位置変更のない場合

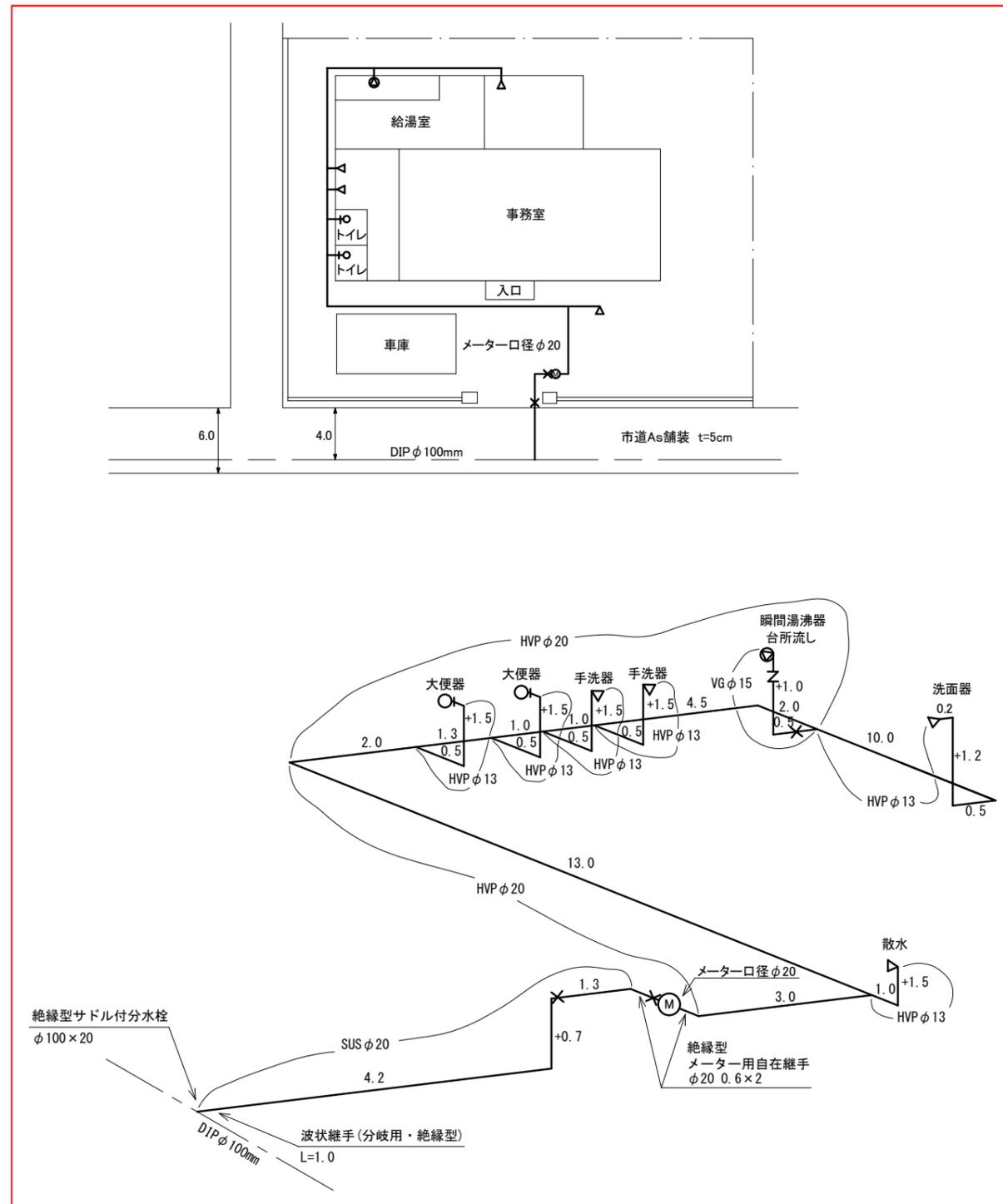
メーター位置変更のある場合



新

<図面作成例3 専用住宅以外の新設工事>

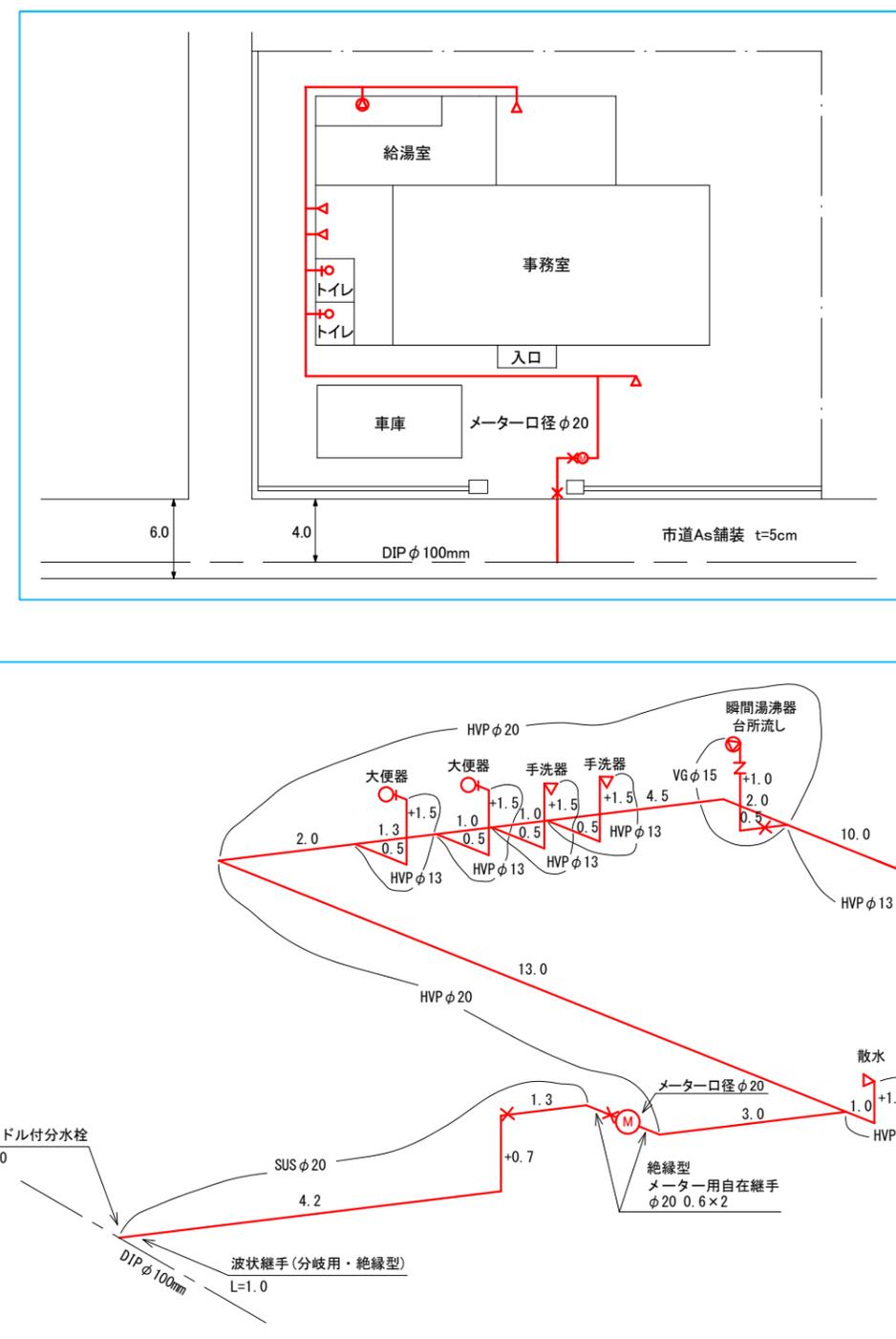
図4-2-5 平面図・立体図



旧

<図面作成例3 専用住宅以外の新設工事>

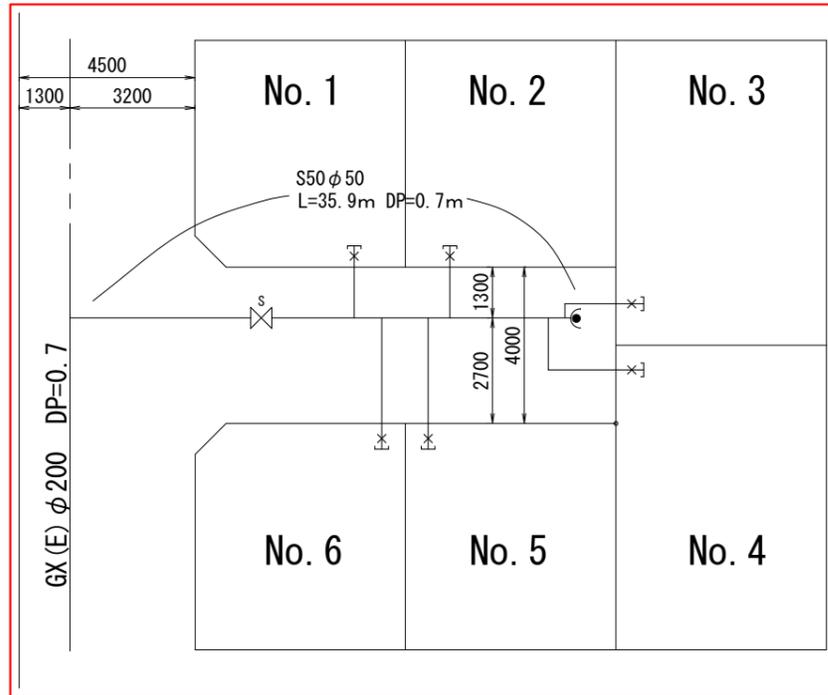
図4-2-5 平面図・立体図



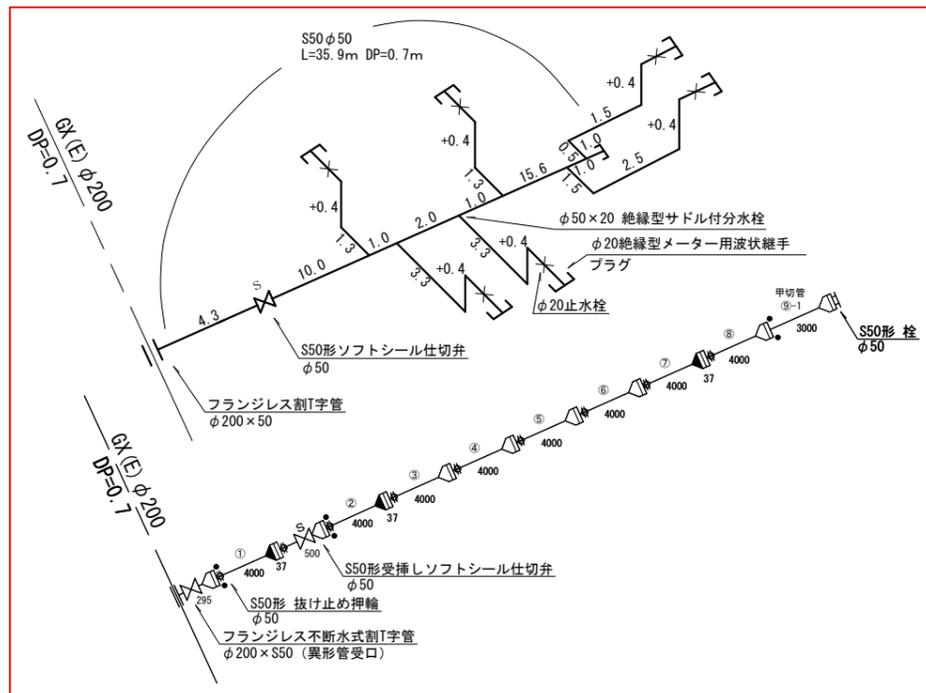
新

<図面作成例 4 一部施工>

図 4-2-6 平面図・立体図・配管図



- ※ 管種口径の表示ないものは、SUSφ20とする。
- ※ 自己認証品と記入のないものは、規格品又は第三者認証品である。

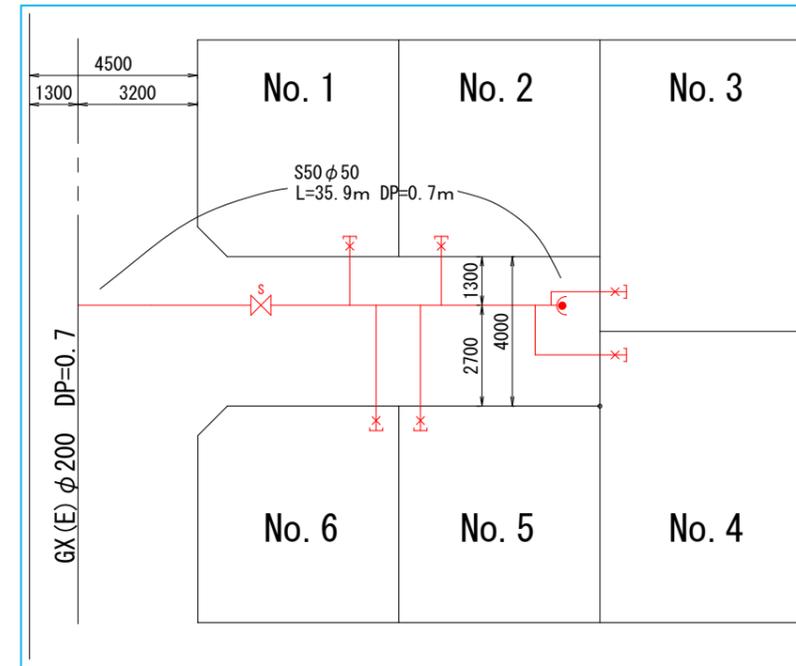


※一部施工の場合、立体図は省略することができる。

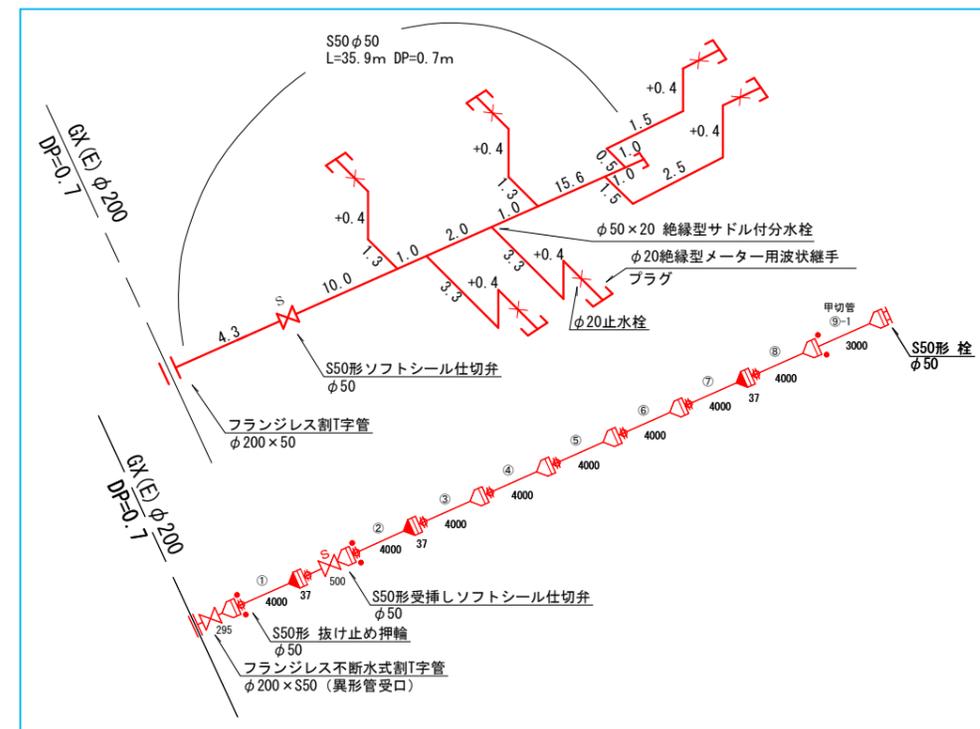
旧

<図面作成例 4 一部施工>

図 4-2-6 平面図・立体図・配管図



- ※ 管種口径の表示ないものは、SUSφ20とする。
- ※ 自己認証品と記入のないものは、規格品又は第三者認証品である。



※一部施工の場合、立体図は省略することができる。

新

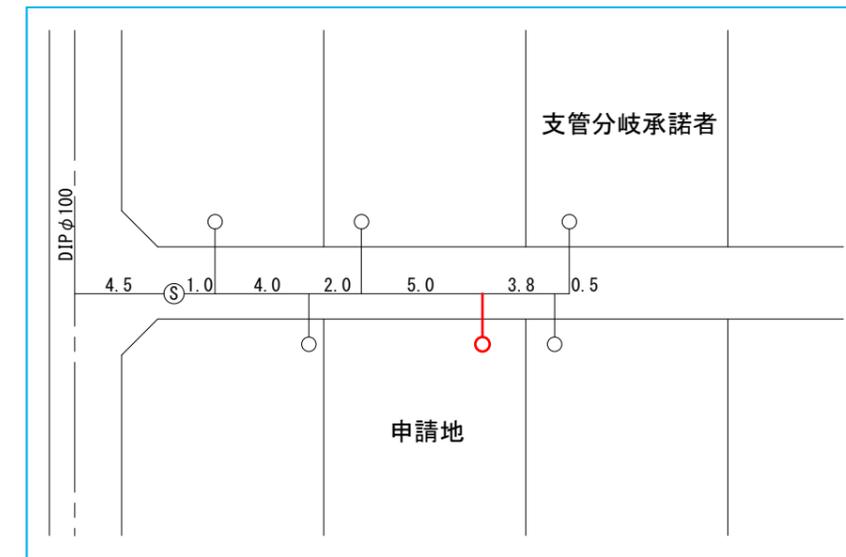
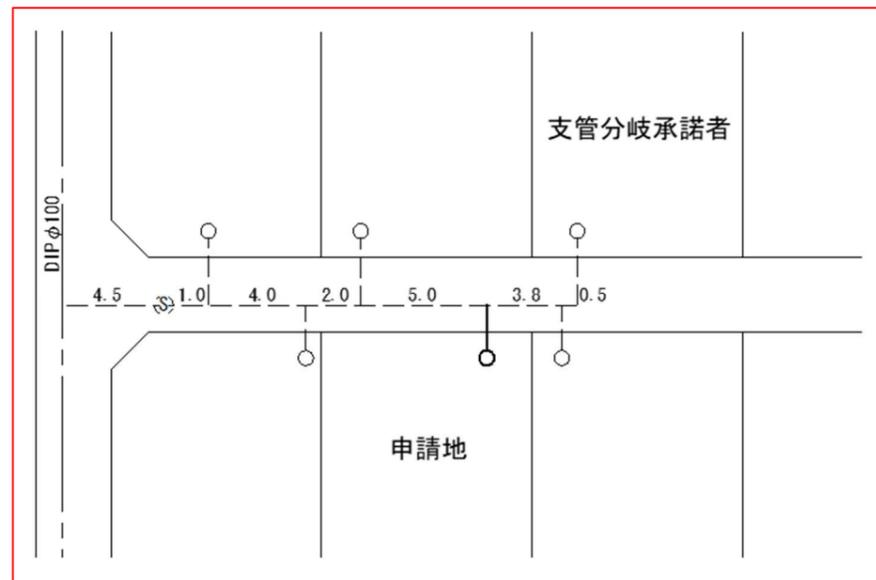
旧

<図面作成例5 支管分岐承諾をもらう場合>

<図面作成例5 支管分岐承諾をもらう場合>

図4-2-7 平面図

図4-2-7 平面図

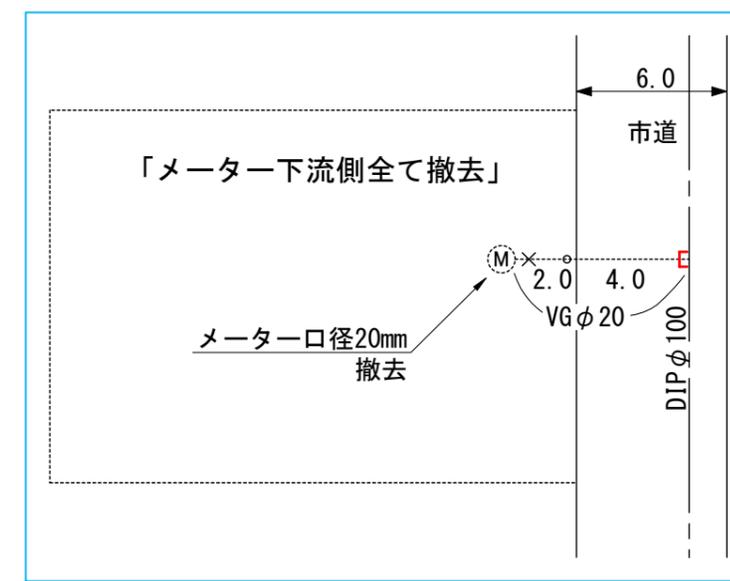
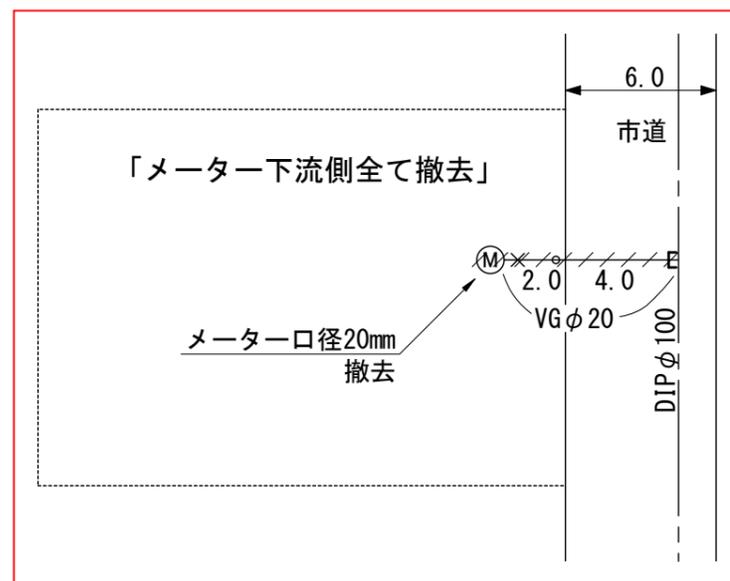


<図面作成例6 改造工事及び撤去工事における撤去管>

<図面作成例6 改造工事及び撤去工事における撤去管>

図4-2-8 撤去管の記載方法

図4-2-8 撤去管の記載方法



注1) 水道メーターより上流側の撤去管は、撤去の有無が判読できるように、管種、口径、延長等を図示すること。また、申請地の区画も図示すること。

注1) 水道メーターより上流側の撤去管は、撤去の有無が判読できるように、管種、口径、延長等を図示すること。また、申請地の区画も図示すること。

注2) 撤去工事で公道分を管理者が施行する場合、「**管理者**施行」と記入すること。

注2) 撤去工事で公道分を管理者が施行する場合、「**局**施行」と記入し、公道分の撤去管を**黒色の実線で図示**すること。

新				
[解 説]				
表 5-1-1 本管からの分岐器具				
本管管種	本管口径 (mm)	分岐口径 (mm)	分岐器具	分岐直後の継手
铸铁管 塗覆装鋼管	75~350	20、25 50	絶縁型サドル付分水栓	絶縁波状継手 (ステンレス製袋ナット)
	400	20、25 50	サドル付分水栓	絶縁波状継手 (砲金製袋ナット)
	75 以上	50 以上	不断水式割 T 字管	絶縁波状継手 (砲金製袋ナット)
S 5 0 形 ダクタイル铸铁管	50	20、25	絶縁型サドル付分水栓	絶縁波状継手 (ステンレス製袋ナット)
		50	不断水式割 T 字管	絶縁波状継手 (砲金製袋ナット)
ステンレス鋼鋼管	50 以下	50 以下	チーズ (ステンレス製)	各種ステンレス製継手
防食処理鋼管 ビニル管	50 以下	50 以下	チーズ (防食処理鋼管用) 絶縁型サドル付分水栓	各種絶縁継手
ポリエチレン管	50 以下	50 以下	チーズ (防食処理鋼管用)	各種絶縁継手
中略				
※ 5 本管管種がステンレス鋼鋼管で本管口径 75mm 以上の管から分岐する場合は、管理者と協議すること。				
5・9・4 本復旧				
<ol style="list-style-type: none"> 1 本復旧工事の施工は、道路管理者等の定める許可条件及び指示事項を厳守すること。 2 本基準に定めのない事項については、「水道工事標準仕様書」に従うこと。 3 施工は、原則として申請者が行う。 4 仮復旧終了後又は道路管理者等の裁定後、14 日以内に本復旧を施工すること。 5 道路ラインは、原形どおり標示すること。 6 道路復旧舗装工事の施工者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する舗装工事業の許可を受けた者であること。 				
[解 説]				
1 について； <u>道路管理者等が許可条件内に定める期間内に不備を発見した時は、施工した業者が責任をもって補修等の対応をすること。</u>				
6 について； 工事費 500 万円未満の工事の場合、建設業法上の規定はないが、適切な施工を行わせるために、舗装工事業の許可を受けた者が施行すること。				

旧				
[解 説]				
表 5-1-1 本管からの分岐器具				
本管管種	本管口径 (mm)	分岐口径 (mm)	分岐器具	分岐直後の継手
铸铁管 塗覆装鋼管	75~350	20、25 50	絶縁型サドル付分水栓	絶縁波状継手 (ステンレス製袋ナット)
	400	20、25 50	サドル付分水栓	絶縁波状継手 (砲金製袋ナット)
	75 以上	50 以上	不断水式割 T 字管	絶縁波状継手 (砲金製袋ナット)
S 5 0 形 ダクタイル铸铁管	50	20、25	絶縁型サドル付分水栓	絶縁波状継手 (ステンレス製袋ナット)
		50	不断水式割 T 字管	絶縁波状継手 (砲金製袋ナット)
ステンレス鋼鋼管	50 以下	50 以下	チーズ (ステンレス製)	各種ステンレス製継手
	75 以上	20、25	ステンレス製サドル付分水栓	絶縁波状継手 (ステンレス製袋ナット)
防食処理鋼管 ビニル管	50 以下	50 以下	チーズ (防食処理鋼管用) 絶縁型サドル付分水栓	各種絶縁継手
ポリエチレン管	50 以下	50 以下	チーズ (防食処理鋼管用)	各種絶縁継手
中略				
5・9・4 本復旧				
<ol style="list-style-type: none"> 1 本復旧工事の施工は、道路管理者等の定める許可条件及び指示事項を厳守すること。 2 本基準に定めのない事項については、「水道工事標準仕様書」に従うこと。 3 施工は、原則として申請者が行う。 4 仮復旧終了後又は道路管理者等の裁定後、14 日以内に本復旧を施工すること。 また、「給水装置工事に伴う道路復旧舗装工事施行条件承諾書」(様式-9)を提出すること。 5 道路ラインは、原形どおり標示すること。 6 本復旧工事後は、「かし責任」を有するため、工事の施工にあたっては厳格を期すること。 7 道路復旧舗装工事の施工者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する舗装工事業の許可を受けた者であること。 				
[解 説]				
6 について； かし担保責任とは、工事目的物の引き渡しを受けた後、かかれた「かし」を道路管理者等が発見した時は、施工した業者が責任を持って補修すること。				
7 について； 工事費 500 万円未満の工事の場合、建設業法上の規定はないが、適切な施工を行わせるために、舗装工事業の許可を受けた者が施行すること。				